

(財産)

(2) 移管予定施設の管理の適正化について

移管予定施設について確認したところ、次の問題点が認められた。

ア 移管予定施設を適正に管理すべきもの

本部(注1)は、練馬区内に光が丘第3アパートの建設に伴い、「グラントハイム跡地開発」における住宅地内道路・自転車・歩行者専用道路・児童公園等の整備に関する協定書(昭和59年11月1日締結。以下「協定書」という。)に基づき、区へ無償譲渡する施設として、歩行者及び自転車用の通行橋「ひびき橋」を団地内道路の一部として設置した。その後、ひびき橋については平成27年7月に、通常、測量等の手続を残すのみである場合に用いられる仮引継ぎ(注2)が行われて、以降は区が維持管理を行っていた。なお、平成28年8月の組織改正により、練馬区を所管する部所は本部事業部から東部住宅建設事務所となり、さらに平成18年4月に、西部住宅建設事務所へ変更となっている。

部及び両所はいずれも仮引継ぎの状態を継続させ、結果として28年以上区へ施設の移管を行わなかった。

このため、区は令和元年9月に、移管完了の条件である財産処理が履行されないまま、このような法的根拠のない維持管理を継続できないとして、財産処理等の手続に關して来年度以降も具体的な予定がなければ、都へ施設を返還すると申し入れ、都はこの返還を受け入れて、令和2年度から維持管理費を負担している。

そこで、これまでの事実経過について確認したところ、次の問題点が認められた。

(ア) 「東京都が行う公共住宅建設に關連する地域開発要綱」(平成19年3月30日付18都市経住第426号。以下「要綱」という。)において、関連施設整備に伴う公有財産の管理及び処分については、東京都公有財産規則(昭和39年東京都規則第93号)等に基づき速やかに処理するとされているが、公有財産台帳へ登録しておらず、適切に処分も行っていない。

(イ) 部及び両所は、仮引継ぎ後28年以上に渡り、区へ施設の移管を行わなかった。

(ウ) 仮引継ぎ状態であった平成18年度に、所管部所が東部住宅建設事務所から西部住宅建設事務所へ変更された。

その際には、建替事業が完了した住宅であるため協定等の基本的資料のみを引き継いだとしており、ひびき橋についての当時の個別引継資料は確認できなかった。

(エ) ひびき橋について移管に係る作業等を実施したことが確認できる具体的な証拠は、平成22年から同25年にかけて移管に測量及び分筆で、区との交渉経緯は記録が確認できなかった。

(オ) 移管予定施設については、「都営住宅建設事業業務の手引き」(平成12年3月。以下「手引」という。)に基づき、財産処理経過簿を作成して管理することとなっているが、所はこれを作成していない。

この点について本部は、財産処理経過簿の作成による管理から担当者ごとに個別引継資料を作成する管理方法に変更したとするが、手引は改正されておらず、ひびき橋についての個別引

継資料も確認できなかった。また、部における一覧管理表は平成26年度を最後に更新されておらず、ひびき橋についての記載は表4のとおりで、区からの返還や所の相談内容等の記載はなかった。

(カ) 要綱においては、掘削歩道橋等は道路に位置付けられ、部が施工した施設は施設管理者である地元自治体へ「譲与」すると定められている。また、協定書においても、ひびき橋は区へ「無償譲渡する」とされていた。

しかしながら、区が令和元年9月に求めた財産処理等の手続について、具体的な対応を行つたことが確認できない。

(キ) 所は、ひびき橋を一旦区から受領しておきながら、区へ移管する方針に変更はなく、今後も区と交渉する予定であるとするものの、返還を受けた後の区との交渉や移管へ向けた進捗状況は、監査日(令和4年4月11日)現在、記録を確認できなかった。

以上のことより、ひびき橋の移管を行わなかったことに対する明らかな理由は確認できなかった。これらのことから所が、速やかにひびき橋の移管を行わなかったことは、協定書及び要綱に反し適正でない。

また、財産管理において区との調整状況の記録がないこと、区が令和元年に、移管完了の条件である財産処理について具体的な予定がなければ返還すると申し入れてきた際に、適切に移管を進める機会があったにもかかわらず、対応を行わないまま返還を受けたことは、要綱及び手引に反する上、公有財産の管理上、適正でない。

所は、財産管理を適正に行い、移管予定施設について適正に管理されたい。

(住宅政策本部)

(注1) 平成16年3月31日まで旧住宅局、平成31年3月31日まで都市整備局

(注2) 法令等に定められた手続ではないが、意思決定に基づき、所有権の譲渡以前に管理権限を委譲する手続

(表4) 部における一覧管理表の記載状況(抜粋)

事例	団地名	移管対象	備考	対応策
ア	光が丘第3アパート	通行橋 (ひびき橋)	橋脚部分?	
イ	中野山三丁目アパート	道路	移管道路に関する協定書締結中。測量中(平成26年)	平成27年移管予定

イ 移管予定施設について速やかに移管を進めるべきもの

八王子市中野山三丁目団地について、団地内道路の移管予定時期を確認したところ、既に、譲与する面積を確定させる前に行う水路等の付替交換は平成25年8月13日付けで完了し、市

が求める仕様の道路改修も、担当者メモによれば平成26年5月頃に完了していたが、移管する面積を確定するための測量が実施されていなかった。

測量については部が実施することとなり、所は、平成29年度から令和3年度まで毎年度依頼しているが、部は、測量を実施しなかった。それにもかかわらず、部における一覽管理表では、「測量実施中であり平成27年度に移管する予定」と記載されていた。

このことについて、部及び西部住宅建設事務所は、八王子市内で他に優先する案件があったためとする。しかしながら、建替計画に係る測量を優先して実施すると、移管予定施設に係る測量は常に後回しとなるため、その間の経年劣化により道路の再改修の可能性が高まる。

部及び所が、移管予定施設について、移管できる状況となっているから速やかに移管を進めなかったこと、その結果、再改修の可能性が生じているほか、表5のとおり維持管理費として電気代を負担し続けていることとなり、適切でない。

部は、改修後の移管予定施設について速やかに移管を進められたい。

(住宅政策本部)

(表5) 八王子市巾野山王三丁目団地における電気代支出額及び測量依頼状況 (単位:円)

年度	方針決定内容	街灯電気代支出額	備考	測量依頼(円)	測定結果(部)
平成22	住民要望に基づき街灯を設置する。	—			
平成28	街灯代を負担する。	120,000			
平成29	街灯代を負担する。	360,000			
平成20	街灯代を負担する。	36,000			
平成21	21年度改修し、21年度中移管予定	24,000			
平成22	21年度改修し、21年度中移管予定	24,000			
平成23	24年度改修し、24年度移管予定	24,000			
平成24	24年度改修し、24年度移管予定	36,000			
平成25	25年度改修し、25年度移管予定	36,000	交差処理		
平成26	26年度改修し、26年度移管予定	24,000	道路改修		
平成27	27年度移管予定	24,000			
平成28	28年度移管予定	24,000			
平成29	29年度移管予定	24,000			
平成30	移管されるまで負担	24,000			依頼
平成31	移管されるまで負担	24,000			依頼
令和2	移管されるまで負担	24,000			依頼
令和3	移管されるまで負担	24,000			依頼

ウ 移管予定施設等について記録等を作成し管理を適正に行うべきもの

西部住宅建設事務所は、移管予定施設については、担当がエリアごとに漏れなく管理し、個別状況は担当者間で適切に引き継いでいると説明する。しかしながら、上述のア・イの事案のように、移管を進められず返還されたり、移管手続が長期化している案件が生じている。

また、部は、当初の団地の建設計画時に地元自治体と移管予定施設に係る協定を締結した後は、所が部に対し、測量依頼や相談を行えば移管の進捗状況を確認できるので、漏れなく状況を把握していると説明する。しかしながら、アのひびき橋及びイの巾野山王三丁目団地について、部における一覽管理表の記載事項には、表4のとおり、ひびき橋が返還されたことや道路の測量を行っていないことについて記載がなく、部が問題点を把握できていなかったことが確認できた。

所は、手引で定めている財産処理経路簿を作成せず、また、施設の移管は、相手方とスケジュールや補修箇所等の整理などを交渉しつつ数年程度かけて進めていく必要がある、組織的に対応していくには交渉や調整の記録を作成することが必須であるが、これを行っておらず適正でない。

部は、団地別に一覽管理表を作成してはいるものの、平成26年度を最後に更新を行っておらず、個別の相談等による管理を行っている。しかし、現状の管理手法では、測量依頼が遅れたり、また、調整の状況等について担当者間で引継ぎが漏れた場合に把握ができず、適正でない。加えて、部は所に対し、手引等で定める手順を遵守するよう指導もしておらず、所の情報を一元的に把握して調整していくことも行っておらず適正でない。

このため、住宅建設後も継続する維持管理や施設整備、施設の移管について、ア・イの事案以外に類似の事例が生じている可能性も否定できない。

所は、調整状況の記録、財産処理経路簿の作成等により移管予定施設の管理を適正に行われた

い。

部は、記録等の作成を所へ指導した上で、施設整備や移管予定施設について、管理を適正に行われた。

(住宅政策本部)

(その他)

(3) 管理関係が複雑な移管施設について調整を適切に実施すべきもの

本部(注1)は、旧久米川団地を建て替えて東村山本町団地を整備するに当たり、市と管営及び協定(以下「協定等」という。)を締結している。これによると、本所が外周道路等を拡幅・整備し、これを市へ移管するまでは所が団地内道路として管理することとなっている。また、道路排水のための雨水管についても、道路施設として本部が整備しており、団地内道路と共に所が管理している。なお、汚水管については市が整備し、管理している。

道路の移管は、通常、必要な補修等を終えて市道として認定されることで完了することから、西部住宅建設事務所は、団地内道路を市へ移管するための補修を、表6のとおり実施している。移管へ向けた状況は表7のとおりである。

所は、平成31年2月に市と現地立会いを行って、路面等の補修箇所を特定した。その後、令和元年度に図1の団地内通路の一部が市道として認定され、道路表面は道路管理者として市が、道路敷地と雨水管は所がそれぞれ管理するところとなった。その結果、道路表面と汚水管は市が、道路敷地と雨水管は所がそれぞれ管理するという複雑な管理形態が生じた。

本所によれば、本件については市道としての認定が先行し、所が協定等に基づく補修を終えなければ移管が完了しない状態であったため、所は、令和2年11月に図1の雨水管の更新を加えた内容で補修工事を発注した。

所が補修のため本件箇所を掘削したところ、図1のとおり、隣接民有地の取付管が更新対象の雨水管の上に近接して汚水管へ接続されていることが判明し、設計内容と比べて相当程度の工期及び費用の増加が見込まれることから更新を見送った。このため、この雨水管については、令和4年度に改めてSPR工法（内面被覆法（注2））等による補修を行って移管する予定となっている。

この状況は、設計確定と本件工事を締結するまでの間に、隣接者による接続工事が行われたことにより生じたものであるが、設計確定後、所が市に対して、影響する工事等が実施される場合は調整を行うようあらかじめ依頼すれば、このような事態は防げたと考えられる。所がこれを行わず、その結果、補修の完了及び移管完了が後倒しとなったことは適切でない。

このように、道路表面は道路管理者として市が、道路敷地は所有者として所が管理し、埋設された管は市が管理するものと所が管理するものが混在するという複雑な管理形態が生じた場合、管への接続を認める立場にある者が互いに適切な管理ができるようより一層連携する必要がある。所は、管理関係が複雑な移管施設については、市等との連携を取り調整を適切に実施したい。

(住宅政策本部)

(注1) 平成16年3月31日まで旧住宅局、平成31年3月31日まで都市整備局

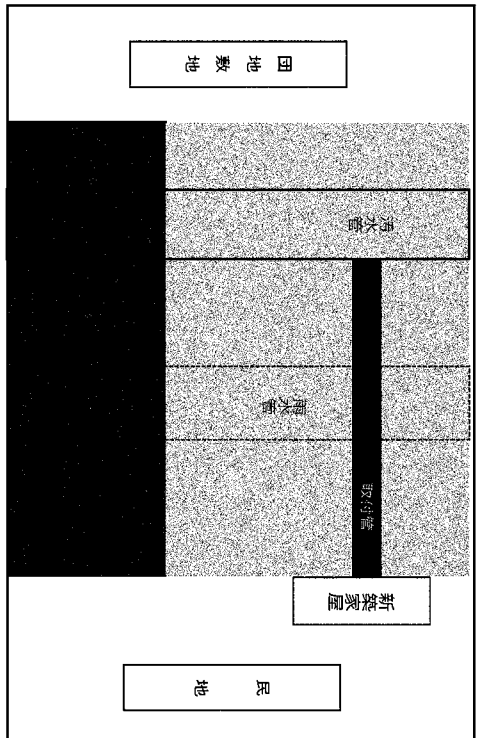
(注2) 管きよの内側に硬質塩化ビニル製の帯をらせん状に巻き、既設管との間隙にモルタル等の裏込め材を充填する方法

(表6) 契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額
都営東村山本町団地道路補修工事	令和2.11.13～令和3.8.26	当初契約金額 23,298,000 1回目変更後 24,908,400 2回目変更後 28,167,700

(注) 工期延長や他の要件により、全体としては増額変更となっている。

(図1) 市道第806号の2及び団地内通路（外周道路）の配管状況



(注) 本件雨水管は、旧都営久米川団地または東村山本町団地のいずれかの建築時に都が施工した道路付属設備としての道路排水の管である。  
 [Hatched Box] ...市道認定部分 [Solid Black Box] ...団地内通路

(表7) 東村山本町団地の移管道路に係る状況

年月	状況	備考
平成31.2.7	市と現地立会い	現地立会いにおいて補修要望を確認（路面補修等）した。管についてテレビカメラによる内視鏡検査があった。
令和元.12.19	市が本件道路を市道認定	
令和2.7.16	市が補修工事の発注内容を確認	補修工事の発注内容について合意した。
令和2.7.30	管内部のテレビカメラ調査結果を基に市と打合せ	図の雨水管については市が補修することとなった。
令和2年設計確定以降	隣接者が管の上越し配管工事を実施	市が協議許可
令和2.11.12	補修工事発注締結	路面補修、白線表示、図の雨水管の取替え等
令和3.8.12	補修工事の工事変更	図1の雨水管の取替えは実施せず埋め戻すこととした。
令和4年	補修工事を予定	路面を大きく掘削せずSPR工法等による補修を行う予定

(その他)

(4) 都営住宅の事業用空き住戸の有効活用を検討すべきもの

都営住宅経営部は、老朽化した都営住宅について年3、800戸を目標に建て替えを推進しており(令和2年度実績2,006戸)、建て替えのための移転開始予定日の半年前に入居者への説明を行い、おおむね1年から2年程度で移転が完了した後に建物を除却している。その際、入居者の移転先として、近隣の住棟を中心に住戸を確保している(以下「事業用空き住戸」という。)。部は、建築事業で建築した住棟については、当初、事業用空き住戸専用として東部住宅建設事務所及び西部住宅建設事務所が管理することとし、「建替事業等の実施に伴う事業用住宅の運用に関する要領」(平成7年3月6日付6住建推第283号)の第5において、次のとおり、事業用空き住戸としての保有期間を定めている。

① 新築住戸については、管理開始日から直近の公募のための基礎資料提出日まで、ただし、建替事業対象の団地からの移転が3年以内に想定される場合には、移転対象者の使用許可日まで

② 空き住戸については、保有開始日から3年  
移転用として提示しても入居がなかった事業用空き住戸については、別の建替事業において入居者へ再提示される場合があるが、その場合の制限については定めがなく、提示を繰り返し返すことも可能となっている。

そこで、両所において3年以上未入居となっている事業用空き住戸の一覧を確認したところ約3,000戸あり、その内容や確保理由を見たところ、次の状況が認められた。

① 本部において現在、老朽化した昭和40年代に建築した都営住宅の建替えを進めている中、事業用空き住戸として昭和40年代の住戸も多く確保している。

② 12年以上未使用である住戸が認められる。  
こうした状況について、所は、検討中の建替計画に沿って事業用空き住戸を確保していると説明するが、建替計画に即していると判断できる資料は確認できなかったことから、未入居期間3年以上の約3,000戸について、適切に確保していると判断できない。

あわせて、移転先を確保している建替予定の住宅の建替計画が未定であること、また、各事業用空き住戸の確保先は現在の確保先以外には確認できないことから、事業用空き住戸として継続的に確保していることが適切であるか判断できない。

部は、未入居期間が長期間となっている事業用空き住戸の取扱いを定めるなど、両所において事業用空き住戸が有効活用されるよう方策を検討されたい。

(住宅政策本部)

環 境 局

1 指節事項

(繰出)

(1) フライグアの捕獲等調査委託契約について

多摩環境事務所では、特定外来生物(注1)であるフライグアが、保全地域の生態系に及ぼす被害の実態把握等を行うとともに、被害の軽減を目的とした捕獲等を行っている。この業務は、表1の委託契約に基づき実施しており、フライグアを捕獲し殺処分後、その死骸の焼却処分若しくは指定研究機関への検体(注2)としての搬送を行う内容となっている。研究機関の指定は研究実績等を踏まえ部が行っており、搬送は指定された研究機関からの依頼に基づき委託者が実施している。焼却処分、搬送業務ごとに単価が設定され、四半期ごとに受託者へ支払が行われることになっている。監査日(令和4年2月8日)現在、捕獲、殺処分となったフライグアの死骸の全てが研究機関に搬送されており、焼却処分となった死骸はない。

ところで、これらの履行状況を見たところ、次のとおり適切でない状況が認められた。

ア 搬送の根拠となる依頼書等を適切に徴取すべきもの

研究機関からの検体提供依頼について確認したところ、書面による搬送依頼はなく口頭でのみ搬送の依頼が行われていた。

しかしながら、受託者への支払は、焼却処分、搬送業務ごとの単価に実績を乗じるなどして算出されるため、搬送の根拠となる研究機関からの依頼書等が何も残っておらず、口頭のみで行われていることは適切でない。

所は、研究機関に死骸を搬送する根拠を示せるよう、搬送の根拠となる依頼書等を適切に徴取されたい。

(環境局)

イ 死骸の受取状況を確認できるよう証拠書類等の徴取を適切に行うべきもの

殺処分後の死骸の処理状況について見たところ、所は、受託者が当該研究機関に死骸を引き渡したことを確認したとしているものの、仕様書に基づく業務報告書に「研究機関へ搬送した」という文言はあるが、受託者は研究機関から死骸の受取を証明する書類等を受領しておらず、研究機関が死骸を受け取ったのかどうか、書類上その履行が確認できない状況となっていた。捕獲対象となっているフライグアには人獣共通感染症(注3)の危険性があり、公衆衛生の観点からも投棄がないよう、仕様書等への記載に基づき死骸の処理状況を確認できる書類の提出を求め、確実な履行を担保していくべきである。

所は、死骸の受取状況を確認できるよう証拠書類等の徴取を適切に行われたい。

(環境局)

(注1) 外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されるもの。「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成16年法律第78号）に基づき指定されている。

(注2) 都が策定している第12次鳥獣保護管理事業計画には、「捕獲物等が鳥獣の保護及び管理に関する学術研究、環境教育等に利用できる場合は、努めてこれを利用するよう指導する。」とあり、これを根拠として都が指定した研究機関への死骸の検体提供を行っている。

(注3) 同一の病原体により、ヒトとヒト以外の脊椎動物の双方が罹患する感染症のこと。アライグマの接触感染症の例としては、レプトスピラ症、アライグマ糞線虫症等が挙げられる。

(表1) 契約の概要 (単位：円、頭)

契約件名	契約期間	発注限度額	契約相手方	捕獲予定頭数
令和3年度保全地域（王子市川井町）におけるアライグマ捕獲等調査委託（単価契約）	令和3. 4. 1～令和4. 3. 25	6,587,812	A	50

1 指図書事項

(重点監査事項) (繰出)

(1) 見積りによる価格の設定を適切に行うべきもの  
小児総合医療センター（以下「センター」という。）は、4床室2室を2床室4室に改修するため、表1の工事を契約しており、契約に至るまでの入札の状況は表2のとおりであった。センターでは、本件工事の積算をするに当たり、財務局の積算基準を準用しており、その積算基準では、積算標準単価表及び標準歩掛に記載されていない単価等については、次の①から③の順位で採用することとしている。

- ① 建設資材定期行物による単価の設定
- ② 公表価格（カタログ価格）による単価の設定
- ③ 見積りによる価格設定

ところで、本工事においては、一部、積算標準単価等では積算できない項目があり、さらに①及び②でも積算不可能であったため、積算基準に基づき、3社以上の有効な見積りを徴取の上、③による価格設定を行っている。

そこで、見積りによる価格設定が適切に確認したところ、本工事は本来令和2年度に施工予定であったため、これら全ての見積りが令和2年3月下旬に有効期限を3か月から6か月として徴取されたものであることが認められた。

しかしながら、本工事は、実施時期（令和3年度施工）が新型コロナウイルスの影響で遅れているにもかかわらず、起工時点で有効期限を9か月から1年2か月以上経過し、起工（積算）時点での資材価格相場や取引実態等を反映させていない見積りを、そのまま価格の設定に用いており適切でない。

センターは、見積りによる価格の設定を適切に行わたい。

(福祉保健局)

(表1) 契約の概要

契約件名	契約金額	起工決定日	契約日
東京都立小児総合医療センター丘の2番地病棟改修工事	55,354,200	令和3. 9. 10	令和3. 10. 15

(表2) 入札状況

入札者	入札金額（税抜）	備考
A	50,322,000	10者入札（うち、5者辞退、1者不参）
B	52,800,000	
C	54,470,000	
D	55,580,000	

(単位：円)

(繰出)

(2) 業務フロー及びびチェック体制を見直し資金前渡及び契約の手続を適正に行うべきもの

東京都会計事務規則(昭和39年東京都規則第88条)では、1件の支払金額が5万円以下の物件の購入等に要する経費について、月ごとに30万円を限度として、必要な資金を前渡すること(以下「資金前渡の少額支払案件」という。)ができることとされている。また、東京都会計事務規則第76条関係の解釈・運用等について(通知)(令和2年3月25日付31会管第804号)では、資金前渡の少額支払案件による場合、物品の購入に先立ち、前渡金支払予定書を作成して使途を明らかにした上で、資金前渡受者の決裁を受ける必要があるとされている。

北療育医療センター城南分園(以下「分園」という。)における業務用消耗品等の購入について、契約及び資金前渡に係る手続が適正に行われているか見たところ、次の状況が認められた。  
ア 表3の資金前渡の少額支払案件について、分園が前渡金支払予定書を作成し、所定の決裁等手続を行う前に、既に物品が納品されている。  
イ 表4の契約について、契約関係書類と受注者が納品の際に提出している仕切書(納品書)を見たところ、契約日より前に、既に物品が納品されている。

このことについて、分園は、物品を購入する際に、電話等により発注を行い、納品があった後に、5万円以下の案件は資金前渡の少額支払案件の書類を作成し、5万円を超えている案件は契約関係の書類を作成していることによるとしているが、正規の手続を経ないまま発注・納品させているため適正ではない。

分園は、業務フロー及びびチェック体制を見直し、業務用消耗品の購入に係る資金前渡及び契約の手続を適正に行われたい。

(福祉保健局)

(表3) 資金前渡の少額支払案件の状況

(単位：円)

契約件名	前渡金支払予定書作成日	実際の納品日	支払金額
生食注射剤2点の買入れ	令和3.5.26	令和3.4.28	13,517
ビニールラップ5外点の買入れ	令和3.6.16	令和3.5.20	17,776
アルコール除菌クロス外点の買入れ	令和3.7.20	令和3.6.16、令和3.6.30	30,419
消毒用エタノール外点の買入れ	令和3.8.10	令和3.7.2	24,599
消毒用エタノール液外点の買入れ	令和3.9.15	令和3.8.2	27,350
向ダイアゾアミン製剤外点の買入れ	令和3.10.8	令和3.9.6、令和3.9.14	48,753
新型コロナウイルス抗原検査キットの購入	令和4.3.17	令和4.3.15	17,110

(表4) 契約の状況

(単位：円)

契約件名	契約日	履行期限	実際の納品日	契約金額
薬剤等8点の購入	令和3.10.20	令和3.11.5	令和3.10.1、令和3.10.6	77,816
薬剤等5点の購入	令和3.12.10	令和3.12.24	令和3.10.20、令和3.11.10	90,755
薬剤等8点の購入	令和3.12.20	令和4.1.7	令和3.12.7~令和3.12.10	235,563
薬剤等10点の購入	令和4.2.14	令和4.2.28	令和4.1.5	64,601
インフルエンザウイルスキット外点の購入	令和4.3.2	令和4.3.16	令和4.2.4、令和4.2.24	81,711

(繰出)

(3) 補修工事に係る契約手続を適正に行うべきもの

府中療育センターは、庁舎内の補修工事について、表5の契約を締結している。また、センターは、建物管理について表6の委託契約を締結しており、受託者からは月ごとの特記事項が記入された業務報告書が提出されている。

この建物管理の業務報告書を見たところ、表7のとおり、表5の契約の泡消火配管修理は正規の契約手続を行う以前に補修工事が実施されていることが認められた。表5の契約は3者による見積競争により受注者を決定していることになっているが、3者から見積書の提出があったとされている日(令和2年7月3日)は、既に補修工事が実施された後であることから、契約手続が適正に行われたとはいえない状況となっている。

センターは、補修工事に係る契約手続を適正に行われたい。

(福祉保健局)

(表5) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
地下サードビルード泡消火配管外点修理	令和2.7.3~令和2.7.20	388,300	E

(表6) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
東京都立府中療育センター建物管理業務委託	令和2.4.1~令和5.3.31	1,085,040,000	F

(表7) 建物管理委託の業務報告書

特記事項

日付	特記事項
令和2.6.21	泡消火設備配管損傷(81Fサードビルード)
令和2.6.26	E サードビルード泡消火設備修理工事実施

(歳出)  
 (4) 委託契約における再委託の取扱い等を適切に行うべきもの  
 都における委託契約は、標準的な契約約款により「一括再委託の禁止」として「委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得たときは、この限りでない。」と定め、原則として、再委託に制限をかけていることが一般的である。

ところで、指導監査部では、表8の契約により、廃棄文書の溶解処理及び処理施設までの運搬をGに委託し、前記の標準的な契約約款を用いるとともに、仕様書においても、「原則として第三者に委託してはならない。委託する場合は、「再委託協議書」を都に提出すること。」と定めていた。

この委託契約について、履行が適正に行われているか見たところ、溶解処理について再委託の事実が見られたが、「再委託協議書」が提出されておらず、再委託が承諾されていないことが判明した。

さらには、都の承諾がない再委託先の第三者Hから都あてに提出された証明書を根拠として、履行確認、完了検査を終了し、支出まで完了させていた。

部は、委託契約において、契約約款、仕様書に基づく再委託の取扱い、履行確認及び完了検査を適正に行われたい。

(福祉保健局)

(表8) 契約の概要 (単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額 (推定総金額)	契約相手方	発注者 (委託先)
文書廃棄処理委託 (準則契約)	令和3.4.1～ 令和4.3.31	198,000	G	H

(財産)

(5) 公有財産の貸付け等について遑漏なく公有財産台帳に登録すべきもの

東京都公有財産規則(昭和39年東京都規則第93号)第17条では、公有財産の管理、運用等に必要事項を財産情報システムに登録して公有財産台帳(以下「台帳」という。)を整備し、変動のあった都度、補正しておかなければならないとされている。また、「行政財産管理の手引き」(令和4年改訂財務局)では、台帳への登録を行う事由として、貸付けや使用許可を行った場合を挙げている。

ところで、少子社会対策部は、表9の項番1のとおり、品川児童相談所の敷地について貸付けを、項番2のとおり、平成31年度以降毎年度、所の建物の1年間の使用許可を行っている。

そこで、これらの貸付け等の台帳への登録が適正に行われているかについて見たところ、監査日(令和4年6月7日)現在、部が敷地の貸付け及び庁舎屋上部分の使用許可のいずれも登録を行っていないことが認められた。

台帳は公有財産管理のための基礎的帳簿としての性格を有するものであり、具体的事務処理に必要な事項を記録し、財産の効率的な運用に資することを目的としたものである。公有財産の管理を行う者は、台帳を活用し、貸付け及び使用許可が契約書や使用許可書のとおり適正に履行されているかを確認するため、公有財産の貸付け等について遑漏なく台帳に登録する必要がある。部は、公有財産の貸付け等について遑漏なく台帳に登録されたい。

(福祉保健局)

(表9) 使用許可等の状況

項番 等の種類	相手方	対象	期間	目的
1 貸付け	区	品川児童相談所の敷地 784.28㎡のうち41.4%	令和3.10.1～ 令和23.9.30	所と同じ建物に区が区分所有する障害者グループホーム及び共同作業所の敷地として
2 使用許可	1	品川児童相談所の庁舎屋上部分の一部8.77㎡のうち57.8%	平成31.4.1～ 令和5.3.31	携帯電話基地局の設置のため

2 意見・要望事項

(歳入)

(1) 効果的な債権管理の在り方について

サービス推進部では、各都立病院において困難で回収できなかった医療費等の債権や、公社化された旧都立病院の同様の債権を引き継いで滞納整理を行っている。

そこで、部が所管する債権管理について、滞納整理が効果的に行われているかに着眼して、部が所管する債権管理の状況について見たところ、旧都立病院の庄原病院で平成17年に発生した債権61万3,120円については、部が作成した個人未収金業務マニュアル(令和2年3月改訂、以下「マニュアル」という。)に沿って、電話催告、文書催告等を行い、平成18年11月から平成30年4月までに、現地調査を5回行っているものの、債務者不在のため直接、納入交渉が行えない状況が認められた。

財務局主計部及び主税局徴収部が作成した東京都債権管理マニュアル(平成31年4月改訂)では、自宅等への訪問催告を行うに当たって、在宅率の高い夜間や休日に催告を行うことも効果的であるとしている。

しかしながら、本債権については、休日や夜間に現地調査を行うことなく、5回のいずれの現地調査においても、平日の日のみ行っている状況であった。

こうした状況になっているのは、部が作成したマニュアルでは、在宅率の高い夜間や休日に現地調査を行うことについて言及していないことなどによるものと考えられる。

部は、マニュアルを改訂するなど、効果的な債権管理の在り方について検討が望まれる。

(福祉保健局)

産 業 勞 働 局

1 指 摘 事 項

(重点監査事項) (歳出)

(1) 宿泊施設魅力向上専門家派遣業務委託について仕様書に基づき適正に支払を行うべきもの  
観光部は、ホテル・旅館を営む中小企業者の経営戦略策定や魅力向上の取組を後押しするため、表1のとおり、単価契約により、中小企業の経営実態を熟知し観光関連分野に関する豊富な知識を有する専門家を派遣している。

この契約の仕様によると、受託者は、60事業者に対し、専門家を最大120回(1事業者当たり上限2回×60事業者)派遣し、事業者1件別の個別報告書を作成することとしており、表2のとおり、契約内訳書において、地域に応じた報償費(最大120回分)及び個別報告書作成費(最大60事業者分)の想定数量と単価を定めている。

ところで、受託者から提出された実施報告書及び個別報告書を見たところ、専門家を派遣した事業者数は32事業者となっているにもかかわらず、請求書を見ると、36件分の個別報告書作成費の支払を行っていることが認められた。

個別報告書については、仕様書において、事業者1件別に作成することから、部は本来、32件分の個別報告書作成費を支払うべきところ、36件分の支払を行っており、適正でない。

これにより、表3のとおり、8万8,000円の不経済支出が生じている。

部は、宿泊施設魅力向上専門家派遣業務委託について、仕様書に基づき適正に支払われたい。(産業労働局)

(表1) 契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額 (推定総金額)
宿泊施設魅力向上専門家派遣業務委託(単価契約)	令和3.11.10～令和4.3.31	9,480,900

(単位:円)

(表2) 契約内訳書の内容

品目	品目	推定数量	単価	推定金額	備考
事務局運営費		87日	17,000	1,479,000	
専門家派遣・報償費<派遣地域:区部>		75件	36,000	2,700,000	23区を想定
専門家派遣・報償費<派遣地域:多摩>		40件	54,000	2,160,000	26市3町1村を想定
専門家派遣・報償費<派遣地域:島しょ(400ha未満)>		4件	180,000	720,000	小等原村以外を想定
専門家派遣・報償費<派遣地域:島しょ(400ha以上)>		1件	360,000	360,000	小笠原村を想定
個別報告書作成		60件	20,000	1,200,000	
推定総金額計(税抜)				8,619,000	
消費税及び地方消費税額計				861,900	
推定総金額計(税込)				9,480,900	

(単位:円)

(表3) 不経済支出額の算出(監査事務局試算)

品目	単価	誤		正		不経済支出	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
個別報告書作成費	20,000	36件	720,000	32件	640,000	4件	80,000
消費税及び地方消費税額							8,000
合計							88,000

(単位:円)

(重点監査事項) (歳出)

(2) 概算払による委託契約の精算金額の確定を適正に行うべきもの

雇用就業部は、新型コロナウイルス感染症の影響により人材の確保が困難となっている業界を対象に、企業と求職者が参加し、合同就職面接会を行うことで当該業界への就職を促進するためのマッチングイベントを表4の2件の委託契約により行っている。これらの契約では、契約条項の定めに従い、契約締結後に受託者から事業計画書の提出を受けてそれを承認した後に、概算払により委託料を受託者へ支払い、委託業務の履行完了後に受託者から業務完了報告書と精算書を受領し、委託料の確定及び精算を行っている。

ところで、これらの契約に係る委託料の精算の内容を見たところ、表5及び表6のとおり、いずれも概算払により受託者へ支払った委託料の返還が発生していた。この精算の内容について、部は、概算払により支払った委託料と受託者から提示を受けた精算額の差額により差引返還額を算出したとしているが、委託料の大部分を占める委託費の内訳が記載されておらず、具体的にどの業務に係る経費等が増減したことによって当該返還額が発生しているのか確認できない状況となっていた。

このことについて、部は、委託費の内訳については適宜確認し、記録したとしているが、実際の業務内容に応じた精算となっているかを確認できる資料等の提出を受託者から受けず、各項目



の精算金額が適正であるか書面上確認できないまま精算し、概算払で支払った委託料の返還を受けていることは、適正でない。

部は、概算払による委託契約の精算金額の確定を適正に行われたい。

(産業労働局)

(表4) 契約の概要

項番	契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
1	令和3年度「デジタル人材確保・就職促進事業」実施運営等業務委託	令和3.12.16～令和4.3.31	68,682,900	(公財)東京しごと財団
2	令和3年度「飲食業・観光業向け人材確保支援事業」運営業務委託	令和3.12.16～令和4.3.31	68,682,900	(公財)東京しごと財団

(単位：円)

(表5) 表4の項番1の契約に係る委託料の精算内容

項目	概算払を行った委託料	精算額	差引返還額
超過勤務手当	119,520	0	119,520
旅費交通費	72,000	0	72,000
消耗品費	300,000	0	300,000
印刷製本費	560,000	0	560,000
通信運搬費	105,000	0	105,000
手数料	8,640	1,320	7,320
委託費	67,080,240	54,043,000	13,037,240
賃借料	210,000	7,464,600	△7,254,600
租税公課	227,500	132,219	95,281
合計	68,682,900	61,641,139	7,041,761

(単位：円)

(表6) 表4の項番2の契約に係る委託料の精算内容

項目	概算払を行った委託料	精算額	差引返還額
超過勤務手当	119,520	0	119,520
旅費交通費	72,000	0	72,000
消耗品費	300,000	0	300,000
印刷製本費	560,000	0	560,000
通信運搬費	105,000	0	105,000
手数料	8,640	1,980	6,660
委託費	67,080,240	53,460,000	13,620,240
賃借料	210,000	9,364,300	△9,154,300
租税公課	227,500	87,999	139,501
合計	68,682,900	62,914,279	5,768,621

(単位：円)

(繰出)

(3) 工事記録写真の提出について受注者への指導を徹底すべきもの  
農業振興事務所は、表7のとおり、国有農地を適正に管理するための維持管理工事を行ってお

り、受注者に対し、工事の経過や施工状況等の写真（以下「工事記録写真」という。）を撮影させ、工事完了後に提出させている。

そこで、所は、完了検査を適正に行うため、工事記録写真の撮影方法等について、土木工事標準仕様書を採用する工事については「工事記録写真撮影基準」（東京都建設局 令和2年4月。以下「基準」という。）を適用し、また、それ以外の工事については、「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局 令和2年4月。以下「要領」という。）を適用している。

この基準及び要領によれば、工事記録写真は、施工が適正に行われていることを明らかにする手段の一つであり、各施工段階における施工状況等の記録と工事完了後では明視できない部分の記録とを主目的とし、各種工程の確認、材料の確認、工事上の問題が発生した時の判断資料等となるため、軽易な工事や解体工事等についても、基準や要領を準用できる部分は適用しななければならないとしている。

そこで、工事記録写真を見たところ、監査日（令和4年5月16日）現在、次のとおり適切でない状況が認められた。

- ① 項番1の仕様書では、立入防止柵の設置に当たり、支柱を土中に4.0cm以上打ち込み、高さを確認した後、揺るぎがないよう堅固に設置することとあるが、受注者は、設置前及び設置後の支柱の長さが確認できる写真を提出していない。
- ② 項番2の仕様書では、(ア) 藤棚の解体・撤去（3000×3400×2100mm程度）、(イ) 物置の解体・撤去（900×900×2000mm程度）、(ウ) 物置の解体・撤去（800×4000×1400mm程度）を行い、作業前、作業中、作業後の写真を撮影するところがあるが、受注者は、(ウ)の解体前の建物の写真を提出していない。

③ 項番3では、建設廃棄物（木くず、混合廃棄物等）が発生しており、要領によると、(エ) 運搬状況を搬出時に搬出先ごと（品目ごと）に撮影する、(オ) 処分場への搬入状況を搬入時に処分場ごと（品目ごと）に撮影するとあるが、受注者は、1枚も提出していない。

所は、完了検査を適正に行うため、工事記録写真の提出について、受注者への指導を徹底されたい。

(産業労働局)

(表7) 契約の概要

項番	契約件名	契約期間	契約金額	適用する基準及び要領
1	国有農地の維持管理工事 (積算100) その2	令和3.8.25～ 令和3.9.30	401,500	工事記録写真撮影基準
2	国有農地内の物置等の解体・撤去工事（積算44）	令和3.9.8～ 令和3.10.8	77,000	工事記録写真撮影基準
3	国有農地維持管理（倉庫解体）工事（板橋60）(注)	令和3.9.27～ 令和3.10.31	990,105	財務局工事記録写真撮影要領

(単位：円)

(注) 建物解体、パシケータ設置等を行う建築工事

（繰出）

（4）汚水槽及び雑排水槽の清掃と汚泥処理の委託に係る事務手続を適切に行うべきもの

森林事務所は、表8の契約により、青梅合同庁舎の敷地内に設置している汚水槽と雑排水槽の清掃をそれぞれ年3回ずつ行っている。また、所は、表9の契約により、雑排水槽の清掃の際に排出される汚泥について産業廃棄物として処理している。

これらの契約に係る事務手続について見たところ、次の状況が認められた。

ア 清掃委託について

（ア）所は、表8の2件の契約について、「随意契約における単数見積りの取扱いについて」（令和2年10月22日付2財経総第1443号財務局長通知。）の規定に基づき、それぞれの予定価格が30万円未満であるとして、単数見積りによる随意契約としている。しかしながら、汚水槽と雑排水槽の清掃は、作業内容等が類似していること、表8の2件の契約による清掃は3回とも同日に行われていたことから、1件の契約にまとめて行うことが可能なものであった。また、1件の契約とすれば予定価格が30万円以上となり、2人以上の者から見積書を徴することで競争性を確保できるとともに、事務の効率化にもつながることから、それぞれにおいて随意契約を行っていることは、適切でない。

（イ）表8の2件の契約の仕様書によると、汚水槽と雑排水槽の清掃等については、維持保全業務標準仕様書（東京都財務局 令和元年5月。以下「標準仕様書」という。）に基づき適切に行うこととされている。また、標準仕様書では、清掃終了後、水張りを行い、水位の低下の有無を調べ、漏水のないことを確認することとしているほか、清掃等の維持保全業務の実施状況、結果等の記録については、報告書に記載し、それらの状況等を示す写真又は図面等を報告書に添付することとしている。

そこで、表8の2件の契約の履行状況について確認したところ、いずれも報告書の記載や写真の添付がなく、漏水の有無を調べたことが確認できない状況であった。仕様書で受託者に求めている内容について、書面で履行の確認ができない状況であるにもかかわらず、所が検査を合格として委託料を支払っていることは、適正でない。

（表8）清掃に係る委託契約

契約件名	契約締結日	履行期限	予定価格	契約相手方
青梅合同庁舎汚水槽清掃委託	令和3.6.8	令和4.3.31	179,850	A
青梅合同庁舎雑排水槽清掃委託	令和3.6.8	令和4.3.31	299,970	A

（単位：円）

イ 汚泥処理委託について

表9の契約について見たところ、契約時に受託者から産業廃棄物処分量の許可証の写しの提出を受けていたものの、当該許可の有効年月日が令和3年7月22日となっており、契約期間中に

その有効期間が切れることから、同年12月に有効期間更新後の許可証の写しの提出を再度受けていた。しかしながら、同年11月11日に2回目の雑排水槽の清掃に伴う汚泥の処理が行われており、その時点では受託者が産業廃棄物処分量の許可業者であるかどうか確認を行っていない状況であった。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の7項では、事業者が産業廃棄物の処分を委託する場合、その処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとして、産業廃棄物の排出事業者の責任について規定している。

所が、受託者に汚泥の処理を行わせる際、受託者が産業廃棄物処分量の許可業者であるかどうかを確認していないことは適切でない。

所は、汚水槽及び雑排水槽の清掃並びに汚泥処理の委託に係る事務手続を適切に行われたい。

（産業労働局）

（表9）産業廃棄物の処理に係る委託契約

契約件名	契約締結日	履行期限	契約金額	契約相手方
産業廃棄物（汚泥）の処分委託	令和3.6.8	令和4.3.31	59,400	B

（単位：円）

（繰出）

（5）清掃委託契約の履行確認を適正に行うべきもの

労働相談情報センター池袋事務所は、表10の契約を締結し、日常清掃業務、定期清掃業務を委託している。

ところで、日常清掃報告書を見たところ、

- ① 地下1階と3階の清掃は、週1回であるにもかかわらず、週2回行われている
- ② 2階と5階の清掃は、仕様書で定められた曜日に行われていない

しかしながら、所は、これを看過して履行確認において検査合格としており、適正でない。所は、清掃委託契約の履行確認を適正に行われたい。

（産業労働局）

(表 10) 庁舎清掃委託契約の概要

契約件名	東京都労働相談情報センター池袋事務所庁舎清掃委託		
契約期間	令和3.4.1～令和4.3.31		
契約金額	1,348,000円		
契約相手方	C		
建物概要	地上5階 地下1階 延床面積：1,859.81㎡		
対象業務	日常清掃業務、定期清掃業務、駐車場前側壁の汚泥の除去		
業務周期 (日常清掃)	5階	週2回(水曜日・金曜日)	
	4階	毎日(平日)	
	3階	週1回(金曜日)	
	2階	週2回(火曜日・木曜日)	
	1階	毎日(平日)	
地下1階	週1回(水曜日)		

(歳出)

(6) 各月における業務内容及び金額を明らかにした内訳を受託者から徴収すべきもの  
 中央・城北職業能力開発センター高年齢者校は、校内設備の保守点検について、表11のとおり、委託契約により実施している。

本契約は、表12のとおり、電気設備の月次点検や、年に数回実施する各種設備の年次点検等を行うものであり、各月の業務量には変動がある。そのため、請書の内訳には、各月の業務内容とそれに対する金額を明らかにしておく必要があるが、本契約の内訳書を見たところ、表13のとおり、業務ごとに一式とし、契約期間の総額が計上されていた。

このことについて、校は、契約締結に当たり、受託者から提出された見積書の明細（以下「見積明細」という。）により、月ごとの業務量を確認し、履行完了後の代金の支払に当たっては、請求書と見積明細との突き合わせを行っている。

しかし、見積明細はあくまで契約締結前に提出された見積書の一部であること、見積明細には、各業務の実施回数は記載されているものの、各業務をどの月に実施するかまでは明らかにされていないことから、契約内容として、月ごとの業務量及び代金を確認したとは言えず、適切でない。

校は、各月における業務内容及び金額を明らかにした内訳を受託者から徴収されたい。

(産業労働局)

(表 11) 契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額
令和3年度中央・城北職業能力開発センター高年齢者校設備保守点検委託	令和3.4.13～令和4.3.31	486,090

(単位：円)

(表 12) 本契約の業務内容

設備	点検回数
電気設備	
動力盤	1回/月(うち1回は年次点検)
分電盤	1回/月(うち1回は年次点検)
屋内消火栓	2回/年
誘導灯	2回/年
非常放送	2回/年
感知器	2回/年
外気処理ユニット	1回/年
ファルターユニット	1回/年、中性能ファルター交換(1回/年)を含む
シロッコフアン	1回/年
ストレートシロッコフアン	1回/年
天井換気扇	1回/年
給水ポンプユニット	1回/年
ガス給湯器	1回/年
電気温水器	1回/年
パナジーエアコン(室外機)	1回/年
パナジーエアコン(室内機)	1回/年、ファルター清掃(3回/年)を含む
空調設備	

(表 13) 内訳書の記載内容

内容	数量	単価	金額
電気設備保守点検	1式	77,800	77,800
消防設備保守点検	1式	168,200	168,200
建築設備保守点検	1式	160,100	160,100
空調設備保守点検	1式	35,800	35,800
小計			441,900
消費税及び地方消費税			44,190
合計			486,090

(単位：円)

(歳出)

(7) リース契約について

観光部は、旅行業法(昭和27年法律第239号)及び通訳案内士法(昭和24年法律第210号)の規定に基づき都が実施する旅行業を営む者や通訳案内士等の登録受付業務を旅行業・通訳案内士事務管理システムにより、また、農林水産部は、森林情報や森林GIS(注)データの管理・更新を、森林情報更新システム及び森林GIS用サーバ等により処理しており、それぞれのシステム等に必要な機器を借り入れる契約を表14のとおり締結している。

これらの契約について見たところ、次の状況が認められた。

(表14) 契約の概要 (単位：円)

項目	契約件名	契約期間	契約金額	所管部
1	旅行業・通訳案内士事務管理システムに係る機器等の借入れ	令和3.3.1～令和8.2.28 (総額)	91,190 5,471,400	観光部
2	森林情報更新システム及び森林GIS用サーバ等の借入	令和3.3.1～令和7.2.28 (総額)	154,000 7,392,000	農林水産部

ア リース契約に係る積算を適正に行うべきもの

リース契約における月額契約目途額の積算に当たっては、月額リース料について、各機器の価格と初期導入費用の合計に月額リース料率を乗じて算定したものと、これは別に、月額保守料について、保守が必要な機器の価格に保守料率を乗じて算定したものを合算することとなる。

しかしながら、表14項番1の契約において、観光部が行った積算について見たところ、表15のとおり、前に述べたものとは異なる方法を用いて積算していることが認められた。

(ア) 保守対象の機器について、その機器価格に年額の保守料率を乗じて得たものに、さらに、月額リース料率を乗じて算定している。

(イ) 保守対象外の機器、ソフトウェア及び作業費について、これらの価格を賃貸借期間である60月で除して算定している。

この結果、表16のとおり、契約目途額が賃貸借期間の総額で95万2,380円(監査事務局試算) 過少となっており、適正でない。

部は、リース契約に係る積算を適正に行われたい。

(産業労働局)

(表15) 契約目途額の算定方法の違い

監査事務局 試算方法	① 月額リース料	リース機器等価格 × リース料率 (月額)
	② 月額保守料	保守対象の機器価格 × 保守料率 (年額) ÷ 12月
	③ 契約目途額 (月額)	(①+②) × 1.1
部が用いた 積算方法	④ 保守対象の機器 (指撥文中 (ア)) 機器価格 × (1+保守料率 (年額)) × リース料率 (月額)	
	⑤ 保守対象外の機器等及び作業費 (指撥文中 (イ)) 機器等価格及び作業費 ÷ 60月 (賃貸借期間)	
	⑥ 契約目途額 (月額)	(④+⑤) × 1.1

(表16) 契約目途額の算定結果

月額	積算額①	監査事務局試算②	差額 (①-②)
月額	100,760	116,633	△15,873
総額 (賃貸借期間 60 か月)	6,045,600	6,997,980	△952,380

(単位：円)

イ 月額リース料及び保守料の額をそれぞれ把握できるように仕様書を作成すべきもの

デジタルサービス局が作成したシステム仕様書標準作成手順書においては、仕様書に、「契約締結後、速やかに月額リース料及び保守料の明細を記載した貸借内訳書を作成、提出すること」と記載するよう定められている。これは、再リースを行う際には、一般的にリース料が10分の1程度になる一方、保守料の増額を要求されることが多いことから、保守を含むリース契約において、リース料と保守料の額を分けて把握しておく必要があるためである。

しかしながら、表14の両契約の仕様書について見たところ、両部は、仕様書に月額リース料及び保守料の明細を記載した内訳書を徴取すると定めていないことから、それぞれの額を把握できておらず、適正でない。

両部は、仕様書において、月額リース料及び保守料の明細を記載した内訳を契約の相手方から徴取するよう定めるとともに、月額リース料及び保守料の額をそれぞれ把握されたい。

(産業労働局)

(注) 地理情報システム (Geographic Information System) の略語で、同じ位置情報を持つ地図を重ね合わせ、表示、検索、集計等をするためのシステムのこと。

(繰出)

(8) スタートアップ実証実験促進事業運営業務委託について履行を適切に確認し履行に応じた支払を行うべきもの

商工部は、スタートアップ企業を効果的に支援する「東京都スタートアップ実証実験促進事業 (POC Ground TOKYO)」(注1)を、表17の委託契約により実施している。

その内容は、革新的アイデアに基づくビジネスモデルにより成長を志向するスタートアップ(注2)を支援するため、応募企業へ助言等を行って企画内容を磨かせ、ピッチ(注3)を経て採択先を選考し、専門家の助言、協力先候補の企業との面談機会を設けるマッチング等を実施し、企画案の発表を審査の上、協力先企業等の確保、製品の試作を行う実証実験費用の負担の軽減を図る等の総合的な支援を行うものである。

募集要項によれば、実証実験を行うスタートアップ(以下「採択企業」という。)についてはピッチ審査を行った上で決定し、運営事務局を通じて東京都が実証実験費用を負担するとされ、スケジュールは、表18のとおり、

① 7月に第1期企業を書類選考し、面談やマッチングサポートを行う

7月中旬にピッチ審査を実施し、9月以降に実証実験を実施する

中間審査を経て11月にも実証実験を行う

② 9月に第2期企業を書類選考し、面談やマッチングサポートを行う

11月にピッチ審査を実施し、12月以降に実証実験を実施する

③ 翌年の3月に成果報告会で発表する

となつてゐる。  
 本件契約に係る仕様書等を確認したところ、実証実験サポート費の支払について、次のとおり適切でない点が認められた。

ア 募集要項では、採択企業を10社から15社と予定しており、採択企業へ提供する実証実験費用は、表19のとおり、金額別のコースが設定されている。

このため、採択企業数や審査の結果によって支出金額が大幅に変動する可能性があること、また、実証実験費用はピッチ審査後に金額が確定し、採択企業ごとに実証実験の実施のタイムラグで提供されることから、7月以降、毎月定額の支出となるとは考えられない。

しかしながら、契約書の内訳書を見ると、表20のとおり、実証実験サポート費について、7月から翌年の3月まで毎月定額により1,000万円、合計9,000万円を受託者へ支払うこととしており、この内訳書のとおり委託料を支払っていることから、履行に応じた支払となつていない。

イ 令和3年度に成果を発表した採択企業は12社である。部は、その実証実験費用の履行状況について、定例的な報告により確認していたとしている。一方、部は、総額契約を行っていることを理由として、変動する要素に対応せず委託料を支払っている。

しかしながら、この支払方法では、採択企業へ実際に提供した実証実験費用と受託者に支払っている実証実験サポート費との差額が明確ではなく、適正な支払となつていないことを確認できない。

ウ 委託契約において、委託者が行う履行確認の方法は、委託内容によって適切に選択する必要がある。

本件契約では、委託料1億9,600万円のうち、9,000万円までを実証実験費用と見込んでおり、委託料の半分程度を占める金額に当たること、また、採択企業への実証実験費用の提供は、都に代わつて受託者が行うことから、都民への説明責任を果たすためにも、実証実験費用の算出根拠や採択企業への支払実績書類の提出を受けるなど、その履行を適切に確認の上、委託料を支払うことが適切である。

しかしながら、実証実験費用が適切に企業に提供されているかどうかの確認が不十分なものとなつてゐる。

部は、スタートアップ実証実験促進事業運営業務委託について、履行状況を適切に確認し、履行に応じた支払を行われたい。

(産業労働局)

(注1) Proof of Concept

実証実験、技術検証、事業者間の業務提携の前に、対象となる技術の商業的価値を見極めるために行う検証。

(注2) 創業間もない企業をスタートアップ企業 (Startup Company) というが、これを略して単にスタートアップと呼ぶことがある。ベンチャー企業とほぼ同義。単に設立直後であるというだけでなく、一人または少数の創業者が志を持って新規事業を開拓し、大きく成長することを目指して立ち上げた企業であるといった含意がある場合が多い。大企業が設立した子会社などはこのようには呼ばない。

(注3) 短いプレゼンション

(表17) 契約の概要

契約件名	契約金額	契約相手方
スタートアップ実証実験促進事業運営業務委託	196,900,000	D

(単位：円)

(表18) スタートアップ社会実証実験促進事業スケジュール

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
第1期	募集	審査	面談	ピッチ審査	実証実験準備 ↓ 実施 ↓ 検証	面談	ピッチ審査	実証実験準備 ↓ 実施 ↓ 検証			
第2期				募集	審査	面談	ピッチ審査	実証実験準備 ↓ 実施 ↓ 検証			成果報告会

(表19) 実証実験費用

コース	1社当たり上限費用
A	100～300万円未満
B	300～500万円未満
C	500～700万円未満
D	700～1,000万円

（表20）スタートアップ実証実験促進事業運営業務委託内訳書

（単位：円）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
企画管理費													
全体プログラム企画	7,100,000	6,600,000	6,600,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	300,000	300,000	300,000	26,000,000
全体管理費	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	12,000,000
プロジェクト管理費	7,300,000	7,300,000	7,300,000	14,100,000	14,100,000	14,100,000	10,900,000	10,900,000	10,900,000	10,900,000	10,900,000	10,900,000	129,600,000
スタートアップ掘り起し	3,000,000	3,000,000	3,000,000	1,600,000	1,600,000	1,600,000							13,800,000
連携先企業掘り起し	3,000,000	3,000,000	3,000,000	1,600,000	1,600,000	1,600,000							13,800,000
実証実験サポート				10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	90,000,000
選抜スタートアップ支援				450,000	450,000	450,000	450,000	450,000	450,000	450,000	450,000	450,000	4,050,000
実証実験支援機構運営	1,300,000	1,300,000	1,300,000	450,000	450,000	450,000	450,000	450,000	450,000	450,000	450,000	450,000	7,950,000
PR費	4,300,000	2,500,000	1,650,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	550,000	650,000	11,400,000
小計	19,700,000	17,400,000	16,550,000	16,150,000	16,150,000	16,150,000	12,950,000	12,950,000	12,950,000	12,450,000	12,750,000	12,850,000	179,000,000
消費税及び地方消費税	1,970,000	1,740,000	1,655,000	1,615,000	1,615,000	1,615,000	1,295,000	1,295,000	1,295,000	1,245,000	1,275,000	1,285,000	17,900,000
合計	21,670,000	19,140,000	18,205,000	17,765,000	17,765,000	17,765,000	14,245,000	14,245,000	14,245,000	13,695,000	14,025,000	14,135,000	196,900,000

（繰出）

（9）野菜販売所実証設計修正委託の仕様書を適正に作成すべきもの

農林水産部は、高齢者が技術指導を受けながら農作業に取り組むことができるセミナー農園（仮称）に野菜販売所を設置するため、表21のとおり、設計委託契約を締結した。その後、本件施設について寄せられた近隣住民からの要望を受け、施設構造の一部を変更することとなったため、表22のとおり、当初設計の受託者を特命し、本件施設の設計修正委託契約を締結した。この設計修正委託の仕様書を確認したところ、施設構造の修正箇所及び修正内容の記載がないことが認められた。

このことについて部に確認したところ、契約相手方が当初設計委託の受託者であったため、口頭などで修正内容等の説明を行ったとのことであった。

しかしながら、仕様書に設計修正委託の契約内容の根拠である修正箇所及び修正内容の記載がない状況では、修正内容等が明確化されず、受託者による業務の履行が契約上担保されないことになるため適正でない。

部は、野菜販売所実証設計修正委託の仕様書を適正に作成されたい。

（産業労働局）

（表21）契約の概要（当初設計）

契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
セミナー農園（仮称）事務管理棟建設費・実証設計委託	令和2.9.17～令和3.2.26	2,200,000	E

（単位：円）

（表22）契約の概要（修正設計）

契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
セミナー農園（仮称）野菜販売所実証設計修正委託	令和3.10.9～令和3.10.29	720,000	E

（単位：円）

（繰出）

（10）森づくり貢献認証制度受付機関運営業務委託に係る概算払の精算を適正に行うべきもの

農林水産部は、企業等による森林整備活動や多摩産材の利用等に対し、森林による二酸化炭素吸収量や木材の二酸化炭素固定量を評価し、認証することを目的として、「とうきょう森づくり貢献認証制度」を設けている。

部は、表23のとおり、Fへ制度のPR、企業等からの問い合わせ対応、申請書の受理・確認、審査委員会の開催準備・運営の補助を委託している。

委託に当たり、部は、

- ① Fが、森林の保全、林業・木材産業の振興を目的として、都の森林林業行政にとって重要な役割を担っている団体であること
- ② 都の補助事業及び委託事業による収入を主たる財源としていて、概算払による資金を受けなければ当該委託事業の実施が困難であること

を理由として、委託料を四半期ごとに概算し、年度末に精算することとしている。

Fからの実績報告書によると、表24のとおり、人件費及び事業費は契約金額よりも実績額が高額になっているため、実績額に係る部の確認内容を見たところ、事務費及び事業費については、経費に係る契約書及び領収書により確認していたものの、人件費については実績の確認をしておらず、適正でない。

部は、概算額の精算を適正に行われたい。

(産業労働局)

(表23) 契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額
とうきょう森づくり貢献認証制度受付機関運営業務委託	令和3.4.1~令和4.3.31	5,445,000

(単位：円)

(表24) 委託料の額の確定の状況

区分	契約金額 (A)	実績額 (B)	差引 (C=A-B)
人件費	2,154,700	3,366,500	△1,211,800
事務費	790,300	702,951	87,349
事業費	2,500,000	2,750,000	△250,000
合計	5,445,000	6,819,451	△1,374,451

(単位：円)

2 意見・要望事項

(繰出)

(1) 都立職業能力開発センター・校に配備するフレッキシミリの賃借について

都においては、令和2年10月に「DX推進に向けた5つのレス徹底方針」を策定し、紙やはんこをベースにしたアナログ環境から、オンライン化、デジタル化をベースにしたデジタル環境へ転換を進めている。

雇用就業部においても、都立職業能力開発センター・校（以下「センター・校」という。）が開講するキャリアアップ講習（注1）の受講申込み等について、平成15年度から東京共同電子申請・届出サービス（注2）を通じた電子申請を導入している。令和3年度におけるキャリアアップ講習の受付状況を確認したところ、表25のとおり、受付件数1万3,496件の約7割である9,819件が電子申請となっている状況であった。

ところで、部は、キャリアアップ講習の受講申込み等を受け付けるため、表26の契約に基づき平成30年4月からフレッキシミリの賃借し、センター・校のうち8か所に配備している。

このうち、多摩職業能力開発センターのフレッキシミリの利用状況を確認したところ、別途同センターが賃借している複合機（注3）により受講申込み等を受け付けているため、令和2年2月から監査日（令和4年5月13日）までの2年2か月余りの間、部が賃借したフレッキシミリを使用していない状況が認められた。

部は、次回契約の際に配備体制等を見直すなど、センター・校に配備するフレッキシミリの賃借について検討が望まれる。

(産業労働局)

(注1) センター・校が、主に中小企業の在職者に対し、職業に必要な能力の向上に要する技能及びこれに関する知識を授与するために開講している、短期的な技能講習をいう。

(注2) 都及び都内区市町村で構成される東京電子自治体共同運営協議会によって運営される電子申請システムであり、自宅や職場などの身近な場所からインターネットを通じて行政手続を行える。

(注3) 複写機にフレッキシミリ機能及びプリンター機能を付加したものをいう。

(表25) 令和3年度におけるキャリアアップ講習の受付状況

賃借場所	任職がき	フレッキシミリ	電子申請	合計
東京都立中央・城北職業能力開発センター	322	154	1,529	2,005
東京都立中央・城北職業能力開発センター 板橋校	419	180	1,874	2,473
東京都立城南職業能力開発センター	247	74	997	1,318
東京都立城南職業能力開発センター	389	135	1,394	1,918
東京都立城南職業能力開発センター 江戸川校	331	146	1,042	1,519
東京都立多摩職業能力開発センター	333	103	970	1,406
東京都立多摩職業能力開発センター 八王子校	292	121	880	1,293
東京都立多摩職業能力開発センター 府中校	309	122	1,133	1,564
合計	2,642	1,035	9,819	13,496

(単位：件)

(表26) 賃借契約の概要

契約件名	賃借借期間	契約金額(月額)	賃借借場所	数量
フレッキシミリの賃借及び保守管理に関する契約 (長期継続契約)	平成30.4.1~平成35(令和5).3.31	31,968円	東京都立中央・城北職業能力開発センター外7所・校	8台

中央卸売市場

1 指節事項  
（歳出）

（1）消防用設備等の維持管理について

食肉市場は、場に設置されている消防用設備等の機能を有効な状態に維持し、火災発生時の市場利用者等の安全を確保するため、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第17条に基づき消防用設備等の維持管理を行っている。また、場は、表1の契約により、法第17条の3の3の規定等に基づく消防用設備等の点検を実施している。

そこで、表1の契約における点検結果等について見たところ、次のとおり問題点が認められた。

ア 消防用設備等について、その機能を有効な状態に維持するとともに不良と判定された箇所は正を組織的かつ計画的に進めるべきもの

表1の契約において不良と判定された設備について、直近4年間の点検結果を確認したところ、表2のとおり、同一の事由により約2年（1年11か月）以上不良と判定され続けているものが70か所認められた。また、これらの設備のうち、3年5か月以上不良と判定され続けている箇所が25か所あるなど、長期間に渡って同一の事由により不良と判定されており、設備の機能を有効な状態に維持していないことが認められた。

この理由について、場は、消火器については、点検結果の報告を受けている設備課から消火器の購入手続を行う管理課への連絡が的確に伝わっていなかったこと、その他の設備については、場内との畜解体作業を行う施設において、水漏れなどが頻繁に発生し、その対応に追われているためなどとしている。

しかしながら、法第17条では、防火対象物の所有者は、消防用設備等について、消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するよう維持しなければならずと規定しており、監査日（令和4年1月19日）現在における場の消防用設備等の状態は、当該規定に反しているばかりでなく、消防用設備等は、その機能を有効な状態に維持しなければ、市場利用者等の安全の確保が困難となる。また、点検結果を受けての対応について、場は、不良原因及びその程度を確認し、緊急性や予算等を踏まえ、修繕等を進めているが、その対応は、不良と判定された箇所の是正に向けた対応方針を定めるなど、組織的かつ計画的なものとなっておらず、適切でない。

場は、消防用設備等について、その機能を有効な状態に維持するとともに不良と判定された箇所の是正を組織的かつ計画的に進められたい。

（中央卸売市場）

（表1）契約の概要

（単位：円）

項目	契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
1	食肉市場消防用設備点検委託	令和3.4.1～令和4.3.31	3,168,000	A
2	食肉市場自動火災報知設備等定期点検保守委託	令和3.4.1～令和4.3.31	3,234,000	B

（注） いずれの契約においても点検は年2回実施している。

（表2） 最初に不良とされた点検時期からの経過年月別不良箇所数

最初に不良とされた点検時期から監査日現在までの経過年月	箇所数
3年5か月以上	25
2年11か月	14
2年5か月	6
1年11か月	25
計	70

（注） 表1の点検の実施時期について、1回目を7月、2回目を2月として監査事務局が算

イ 適正な消火器を設置すべきもの

消火器は、消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（平成22年総務省令第111号）により、新しい規格が定められ、旧規格により製造された消火器は、平成24年1月1日以降は型式失効となった。また、旧規格の消火器は、消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴う消防法施行令第30条第2項及び危険物の規制に関する政令第22条第2項の技術上の基準に関する特別を定める省令（平成22年総務省令第112号。以下「総務省令」という。）により、令和3年12月31日まで設置可能とされている。ところで、場において設置されている消火器418本の規格について確認したところ、監査日

（令和4年1月19日）現在、旧規格の消火器が49本設置されていた。

前述のとおり、旧規格の消火器は、総務省令により設置可能期限が令和3年12月31日までと定められ、それ以降は消火器として認められないものとなっているにもかかわらず、設置可能期限以降引き続き設置されている状況は、法令に反し、適正でない。

場は、適正な消火器を設置されたい。

（中央卸売市場）

（歳出）

（2） 消防設備の不良箇所への是正対応を適切に行うべきもの

消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第17条では、工場や事業場など火災予防の対象となる防火対象物の所有者、管理者又は占有者（以下「関係者」という。）は、消防の用に供する設備等について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有



するように、設置及び維持しなければならないとしている。また、法第17条の3の3では、防火対象物の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等について、定期に、資格を有する者に点検させ、その結果を消防署長等に報告しなければならないとしている。

ところで、事業部は、北足立市場外7市場の消防用設備等について、その機能を有効な状態に維持するため、表3のとおり、定期保守点検委託契約を締結するとともに、法第17条の3の3の規定に基づき、その点検結果を各場を所管する消防署長等に報告している。また、定期保守点検の結果は部と各場と報告され、不良とされた箇所については、各場が部の指導により対応している。

そこで、北足立市場の点検結果を確認したところ、表4のとおり、12か所の不良箇所が報告され、当該不良箇所に対する対応状況は、(A)「原因者による修繕が原則のため、原因者調査中(原因者が判明しない場合、市場で修繕)」が2か所、(B)「部より場あて修繕依頼済、場は、対応を検討中」が8か所、(C)「経過観察」が1か所、(D)「改修手配済み」が1か所という状況であった。この結果、不良箇所の中には、最初に不良とされた点検時期から監査日(令和4年1月24日)現在まで最長で3年が経過する箇所も含まれていた。

このことについて、部は、不良箇所への対応は、その不良状況が、火災時に消防設備が有する主たる機能に重大な支障があるか否か緊急性等を踏まえ判断し、優先順位に従って行っており、不良箇所の報告にある設備の変形・腐食等は、消防設備の主たる機能に対する影響が軽微と判断され、緊急を要するものとは考えていないとしている。

しかしながら、本点検は、消防の用に供する設備等が、消防の活動のために必要とされる性能を維持することを目的に、資格を有する者が法に基づき行っており、部及び場は、不良とされた箇所について、計画的かつできる限り速やかな解消を図るべきところ、表4のとおり、数年に渡って解消されていない箇所が複数認められる状況は適切でない。

場及び部は、消防設備の不良箇所への是正対応を適切に行われたい。

(中央卸売市場)

(表3) 契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
中央卸売市場消防設備定期点検保守委託	令和3.4.1～令和4.3.31	8,415,000	C

(単位：円)

(表4) 点検不良箇所について対応していない箇所(監査日(令和4年1月24日)現在)

設備区分	不良の状況	対応状況	最初で不良とされた点検時期	最初で不良とされた点検時期から監査日現在までの経過年月
屋外消火栓設備	卸売場棟1F消火栓格納箱変形(扉が閉まらず半開き)	(A)	令和1.1	3年
消火栓設備	駐車場棟2F駐車区画前泡ヘッド変形	(B)	令和2.8	1年4か月
	駐車場棟2F駐車区画上・前泡ヘッド変形	(B)	令和2.8	1年4か月
消火栓設備	駐車場棟2F駐車区画配管曲がり	(B)	令和2.2	11か月
	駐車場棟2F駐車区画泡ヘッド変形	(B)	令和2.8	1年4か月
消火栓設備	駐車場棟ボンプ室浮水槽内の腐食	(B)	令和2.1~2	1年0か月
	花き棟泡消火ポンプ配管継手部分の腐れ	(C)	令和1.7~8	2年4か月
粉砕機設備	花き棟粉砕機未消火設備表示灯 絶縁不良	(B)	令和2.2	11か月
屋外消火栓設備	卸売場棟1F消火栓格納箱の架台破損	(A)	令和1.7~8	2年4か月
備	冷蔵倉庫前屋外消火栓配管水漏れ	(D)	令和2.7	5か月
	駐車場棟逆止弁不良	(B)	令和2.2	11か月
連絡給水管	駐車場棟消防隊専用シャワー劣化	(B)	令和2.2	11か月

(注) (A)原因者による修繕が原則のため、原因者調査中(原因者が判明しない場合、市場で修繕)

(B)部より場あて修繕依頼済、場は対応を検討中 (C)経過観察 (D)改修手配済み

(提出)

(3) 消防設備の不良箇所の是正が速やかになされていない状況について、市場全体として再発防止の徹底を図るよう各場の指導を強化すべきもの

本監査では、前記(1)及び(2)のとおり、2か所の市場における消防用設備等に関し、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第17条の3の3の規定に基づき点検結果において、不良とされた設備等の是正が数年に渡ってなされていない事例が認められた。また、市場は、平成30年定期監査においても3か所の市場において、本監査と同様、法に基づき点検結果で不良とされた設備等の是正が速やかになされていないと指摘を受けている。

このように市場は、この5年間に類似の指摘を2回も受けることとなり、市場全体として、組織的な再発防止の徹底が求められる状況であると認められる。加えて、各市場は、言うまでもなく、部が開発したものであり、法令点検結果の是正が速やかになされていないことは、行政機関として防災意識及び危機管理対応の早急な改善が必要と考えざるを得ない。

市場は、卸売業者・仲卸業者・関連事業者等の許可事業者だけでなく、産地からの運送に携わる者や仕入れに訪れる者など多くの人が働き行き交う施設であり、場内には取引を待つ生鮮食料品等も多量に搬出入されている。このような施設において、消防用設備等は火災時の被害拡大の防止等、重要な役割を果たすものであり、利用者の安全を確保するためにはその性能を維持しなければならない。

消防設備の不良箇所の是正が速やかになされていない状況について、市場全体として再

発防止の徹底を図るよう、事業部は主に技術面からの指導により、また管理部は場長と一層緊密な連携を図り、組織全体を俯瞰しつつ各場の指導を強化された。

(中央卸売市場)

(繰出)

(4) 契約の適正な実施について

管理部は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「東京2020大会」という。)を契機として、豊洲市場におけるオンラインを活用したPRやイベントなどの実施により、国内外からの来場者を含め広く卸売市場に対する理解を促進し、市場全体の活性化を図ることを目的として、表5のとおり、委託契約を締結している。また、本契約における委託業務は表6のとおりとなっている。

ところで、東京2020大会の実施競技が原則無観客での開催となった中、本契約の履行状況を事業の有効性に着目して確認したところ、次の問題点が認められた。

ア 契約の一部中止を含めた契約変更手続を速やかに行うべきもの

本契約の契約期間を約1か月過ぎた監査日(令和4年1月24日)現在、委託業務の全てが未実施であるとともに、部は、委託内容の一部の制作期間延長について、受託者と協議書・承諾書を取り交わしているものの、延長後の制作期間も約2か月が経過しており、本契約について早急な契約変更の手続が必要な事態となっていた。

この事態について、部は、表7のとおり、契約変更手続の遅延の原因は、オンラインイベントの実施内容について、市場業界団体との協議・調整が進まなかったためとしている。

しかしながら、部は、豊洲市場で実施予定のイベントを中止するとともに、市場の一般見学は中止しているにもかかわらず、イベントやPRブース等での配布により効果的な誘客につなげることを目的として制作するパネルや制作について、表7項番4のとおり、当該業務の中止を検討していないことに加え、契約期間内に契約変更手続を完了していないことは適切でない。

部は、契約の一部中止を含めた契約変更手続を速やかに行われたい。

(中央卸売市場)

イ 受託者に対し協議結果の書面が協議過程や協議内容の全体の把握に資するものとなるよう指導すべきもの

本契約の仕様書6(2)「連絡体制の整備 イ協議・打合せの開催」では、「委託者が必要とした場合は、随時、検討内容や進捗状況について協議・打合せを行うとともに、協議の結果についてはその都度委託者が書面に記録し、委託者に確認の上提出することとする。」とされている。ところで、部は、主要な委託業務の一つである豊洲市場におけるイベントの実施について、

表7項番1のとおり、受託者と打合せを行い、東京2020大会が無観客開催になったため中止したとしている。そこで、この中止とした打合せの書面を部に求めたところ、委託業者とは、適時連絡を取り調整していたとし、書面の提出を受けていなかった。また、部は、受託者から協議の結果が記録された書面を一部徴していたものもあったが、それを見ても本契約に係わる受託者との協議過程や内容の全体が確認できなかった。

仕様書6(2)を定めた目的は、受託者から提出された協議結果の書面が、協議過程や協議内容の全体の把握に資することで、委託業務を効率的に進める一助とするとともに、契約締結後に起こり得る本契約に係る不測の事態に備えた客観的な資料として活用するためと考えられる。

しかしながら、本契約では仕様書6(2)の目的を実現できない状態となっており、適正でない。

部は、受託者に対し、協議結果の書面が協議過程や協議内容の全体の把握に資するものとなるよう指導されたい。

(中央卸売市場)

(表5) 契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
卸売市場におけるオンラインプロモーション事業運営業務委託	令和4.1～令和4.12.28	40,898,000	D

(単位：円)

(表6) 委託業務及びその内容

項番	委託業務	内容
1	豊洲市場の見学者通路等における展示物・装飾の制作	国内外からの来場者が卸売市場に対しての理解を促進できるように卸売市場関連の展示物・装飾の制作
2	豊洲市場におけるイベントの実施	東京2020大会期間中に、卸売市場の魅力発信を目的として、豊洲市場の見学者通路等を活用したイベントの実施、東日本大震災から10年の節目を踏まえ被災地支援に関する企画をイベント内で実施、東京2020大会期間中の一定期間、オンラインでも豊洲市場を体感できるイベントを実施
3	VR動画の制作	豊洲市場を体験できるVR動画を制作し、イベント・PRブースで活用
4	パネルや制作	イベント・PRブース等において、来場者に配布するパネルや制作

(表7) 部の説明

項番	表の項番	委託業務	内容
1	2	豊洲市場におけるイベントの実施	受託者と打合せを行い、東京2020大会を契機として来場者を見込み、開催を予定していたイベントは、東京2020大会が無観客開催となったため中止するが、オンラインイベントはその規模を拡大し、令和4年9月末までに実施することとし、契約変更手続を行う予定であった。しかし、オンラインで実施するイベント内容を市場業界団体との協議・調整を重ねたが整わず、局内の意思決定を経た契約変更手続に時間を要していた。
2	1	豊洲市場の屋外展示物・装飾の制作	仕様書で定める制作期間（展示物・装飾：令和3年6月末まで、VR動画：令和3年5月末まで）を延期（いずれも令和3年11月末まで）することについて、受託者と協議書・承諾書（令和3年5月28日付）を取り交わした。その後、項番1のイベント業務について契約変更が必要となったことから、改めて制作期間を令和4年3月末までとする変更を行うこととし、イベントの契約変更手続に合わせて手続を行う予定であった。
3	3	VR動画の制作	項番1のイベント業務の契約変更が予定されたことから、それに合わせて制作・配布期間変更の契約変更手続を行う予定であった。
4	4	パネルディスプレイの制作	

建設局

1 指撒事項

(繰入)

(1) 都立公園使用料の徴収について

東京都公園緑地事務所は、都立公園において公園施設の設置又は管理を許可した者（以下「管理許可受者」という。）から、東京都立公園条例（昭和31年東京都条例第107号）に基づいて使用料を徴収している。

そこで、前記の使用料の徴収事務について見たところ、管理許可受者Aの令和2年度の使用料について以下のとおり適正でない点が見受けられた。

(重点監査事項)

ア 都立公園使用料の納付期限を適正に指定すべきもの

東京都立公園条例施行規則（昭和32年東京都規則第37号。以下「規則」という。）第4条第4項第2号によれば、許可期間が3か月を超える場合には、各四半期の初めの月に使用料を徴収することとされている。

また、公園緑地部は、令和2年度分の使用料について、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う都立公園・聖園の占有料等の納付期限の猶予の延長について」（令和2年8月7日付31建公第943号の2公園緑地部長通知。以下「通知」という。）により、感染拡大によって納付が困難になった設置・管理許可受者を対象に、令和3年3月31日まで納付期限を猶予する取扱いをしている。

しかしながら、所は、管理許可受者Aに対し、表1のとおり、第3四半期分及び第4四半期分において、通知で定められた猶予できる期限を超えた納付期限を指定して、納入通知書を発行しており、適正でない。

所は、都立公園使用料の納付期限を適正に指定されたい。

(建設局)

(表1) Aの令和2年度分使用料に係る納付期限の状況

使用料額 (注1)	規則に基づく 通常の納付期限	通知における 猶予できる期限	納入通知書に記載 された納付期限
第1四半期分 200,200	令和2.4.30	令和3.3.31	令和3.3.31
第2四半期分 600,600	令和2.7.31	令和3.3.31	令和3.2.1(注2)
第3四半期分 581,226	令和2.10.31	令和3.3.31	令和3.4.13
第4四半期分 6,469	令和3.1.31	令和3.3.31	令和3.4.13

(注1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、Aに対して使用を許可した施設を休止し、休止期間に相当する使用料を免除したため、各期の使用料額が異なっている。

(注2) 第2四半期分は休止期間がないため猶予の対象とならず納付期限が異なっている。

イ 手引を改訂し都立公園使用料の督促を行うべきもの

公園緑地部が都立公園の使用料等の徴収事務のマニュアルとして作成し各公園緑地事務所に配布している「都立公園占・使用料徴収事務手引き」(平成18年12月19日付18建公第692号。以下「手引」という。)では、催促によっても納付されない場合に督促状を発行して督促を行うこととされている。

所は、表1の全ての事案について、Aから令和4年3月31日までに納付する計画の申し出があり、納付を待つこととしたため、Aに納付する意思があるものとして、手引に従い、監査日(令和4年2月15日)時点でAに対して督促状を発行していない。

しかしながら、都立公園の使用料に係る督促状については、「東京都分担金等に係る督促及び滞納処分並びに延滞金に関する条例」(昭和39年東京都条例第135号)第2条により、納付期限経過後20日以内に発行することとされているため、所が督促状を発行していないことは適正でない。

また、手引では督促状を発行すべき時期を定めておらず、設置・管理許可受者との交渉が継続中であっても速やかに督促状を発行するよう、手引の記載を改める必要がある。

所は、都立公園使用料の督促を行われない。

部は、設置・管理許可受者との交渉が継続中であっても、納付期限経過後速やかに督促状を発行するよう、手引を改訂されたい。

(建設局)

(職入)

(2) より効果的な河川占用料の納付指導を行うべきもの

第五建設事務所は、河川法(昭和39年法律第167号)第24条に基づき、河川において土地等の占用を許可した者から、河川流水占用料等徴収条例(平成12年東京都条例第95号)に基づいて河川占用料を徴収している。

所は、Bが新中川に有する釣り船の係留場・棧橋・階段・係留杭について、平成23年度まで、河川敷地110.65㎡の占用を許可していたが、表2のとおり、これにかかる河川敷地占用料(以下「占用料」という。)が未納となっている。

平成24年度以降は、占用料未納のため、占用を許可しておらず、不法占用の状態となっている。

これまでの交渉において、平成23年1月17日、平成23年4月22日及び平成25年2月25日に債務承認及び分納誓約書を提出させているが、いずれも分納計画のとおり納入されておらず、納入状況は表2のとおりである。

また、所はBに係る不動産登録簿の調査と区市町村の納税状況調査を行っているが、確定申告等によるBの収支状況の調査は行っていない。

これまで3回以上分納誓約書を提出させていたが、誓約書どおりに納入されていないこと、

さらには、平成24年度から不法占用の状態となっていることを考慮すると、今後、所は、確定申告等に基づき収支状況を確認の上、実行可能な分納計画を作成させ、履行しなかった場合には強制徴収手続を行うなど、より効果的な納付指導を行う必要がある。

所は、より効果的な河川占用料の納付指導を行われない。

(建設局)

(表2) 河川占用料の納入状況

年度	金額	納入期限	納入年月日	記事
平成13年度	121,980	平成13.5.1	平成23.2.24	平成18.1.27「河川敷地占用料の支払計画について」
平成17年度	120,612	平成18.2.18	平成26.5.12	
平成17年度	138,644	平成18.2.18	令和2.7.20	債務承認及び分納誓約書提出
平成17年度	187,312	平成18.2.18	未納	
平成17年度	235,980	平成18.2.18	未納	平成23.1.17
平成18年度	210,772	平成18.4.30	未納	
平成20年度	208,748	平成20.4.30	未納	平成23.4.22
平成21年度	208,748	平成21.4.30	未納	
平成22年度	251,859	平成23.4.25	未納	平成25.2.25
平成23年度	251,859	平成23.5.2	未納	
				平成20.1.24督促状送付

(単位：円)

(職出)

(3) 単価契約工事について

局は、道路・橋りょう、河川、事業地等を維持・管理することを目的として、設計を行った上で競争入札に付する総価契約工事では対応が困難な、即時性がありかつ1件400万円未満の小規模な工事を対象として、単価契約工事を各建設事務所等において締結している。

単価契約工事は、維持補修に必要な工種を定め、工種ごとに単価により契約しておき、維持補修等が必要となった場合に契約の相手方に施工等を指示(以下「指示工事」という。)し、その出来高により対価を支払うものである。

維持補修等を統括する道路管理部及び河川部は、表3のとおり、単価契約工事運用の手引(以下「手引」という。)により、指示工事の範囲、指示、施工、工事内容の確認方法を定めている。

(表3) 単価契約工事運用の手引

部名	手引名称	対象
道路管理部	道路維持関係(単価契約)運用の手引き	道路維持管理、事業地管理等
河川部	河川事業に係る単価契約運用の手引き	河川維持管理

ア 河川維持工事単価契約の指示手続が適正に行われるよう運用を改めるべきもの

河川部は、手引により、受託者に対する指示の手続を、次のとおり定めている。

- ① 所は指示の概要を指示記録簿に記録し、受託者に施工内容を説明して指示記録簿にサインさせる。
- ② 受託者は現地確認の上、施工内容確認申請書(注1)を作成して所に提出する。
- ③ 所は施工内容確認申請書を照査し、指示決定を行い、受託者に指示書を交付する。
- ④ 受託者は指示書を受領した後に施工する。
- ⑤ 緊急を要し、所定手続前に施工が必要な場合は、口頭により内容を指示し、その日を指示日とした所定の手続を速やかに行う。

一方、部は、手引についてQ&Aを作成し、支払書類において指示数量と完了数量が一致していなければ指示内容を満たしていないと判断されるとして、「施工内容確認申請書に記載する金額は完了届(注2)に記載する金額と同じものとする。また、当初の施工内容確認申請書から施工内容に変更があった場合は、当初の施工内容確認申請書の差替えを行うこと」としている。

そもそも、単価契約工事は、ある程度の内容と数量を見込んで着手を指示することから、最終的な施工内容が当初の施工内容確認書及び指示書と異なる内容・数量となる場合もあるため、施工内容確認申請書は必ずしも完了届と同じ内容・金額になるわけではない。そこで、Q&Aが指示示すように、完了届に合わせて施工内容確認申請書を差し替えてしまうと、当初の指示の内容や変更過程を文書に残さないこととなり、指示や責任の所在が明確にならないことから、手続として適正でない。

部は、適正に指示手続が行われるよう運用を改められたい。

(建設局)

(注1) 受託者が立案した施工計画について、数量計算書、施工金額の内訳書、必要な図面等を添付して所に提出し、確認を申請する書式、所定内容を確認し、適当と認める場合は、指示の決定を行った上で、施工内容確認申請書の下部に指示書を記入し、受託者に交付する。そのため、施工内容確認申請書と指示書は同じ内容となる。  
(注2) 受託者が施工を完了したときに、施工した工種、数量、金額を記載した内訳書を添付して所に提出する書式

イ 400万円以上の即時性のある工事について地方自治法に合った契約方法を検討すべきもの  
南多摩東部建設事務所及び南多摩西部建設事務所は、表4のとおり、河川維持工事(単価契約)により、河川の維持補修を行っている。

(ア) 境川の洗掘対策等について  
南多摩東部建設事務所は、河川維持工事(単価契約・町田東その1)により、表5のとおり、河床整正工等を行っている。

表5の工事箇所は、境川西田橋左岸下流で、近隣で洗掘(せんくつ。注1)が確認されたこと、流路以外の土砂堆積が進行していたことから、護岸近くに部分的な洗掘が懸念された。護

岸上には、金森調節池工事の土砂搬出用パイプコンベヤ(注2)を設置しており、護岸の崩落等によるパイプコンベヤへの影響を避ける必要があったため、早急な対処が必要であった。

そこで、所は、指示番号3の指示工事により走路の設置を行っておき、これと並行して指示番号4の指示工事により測量を行ったところ、洗掘が当初想定していた点在箇所ではなく、護岸延長にわたっていることなどが判明したため、指示番号5及び6の指示工事により洗掘対策と流向調整のための工事を行い、指示番号7の指示工事により走路を撤去している。

これらは、本来、現状の把握のために、指示番号4の指示工事による草刈り及び測量を単価契約工事により最初に行い、その結果に基づき、指示番号3、5、6、7の指示工事を1件の工事請負契約として施行すべきものである。

単価契約工事の諸経費率はこれらを1件の工事として契約する場合より高率となっていることから、表6のとおり、117万8,721円の不経済支出が発生している。

(イ) 南浅川の瀬替えについて

南多摩西部建設事務所は、河川維持工事(3八東その1)単価契約(以下「その1契約」という。)及び河川維持工事(3八東その2)単価契約(以下「その2契約」という。)により、表5のとおり、南浅川の維持工事を行っている。

表5の工事箇所は、南浅川の横川橋から浅川との合流点にかけての範囲であり、近隣からの通堀により滞流していることが明らかになった箇所で、6月から10月にかけての出水期には溢水が発生するおそれがあったことから、早急な対処が必要であった。

そこで、所は、その1契約の指示番号6の指示工事により仮設搬入路の設置及び滞留箇所の瀬替え(注3)を行い、併せて、その1契約の指示番号8、10、その2契約の指示番号1、6の指示工事により、周囲の損傷の補修や堆積土撤去等を行った上で、その2契約の指示番号10の指示工事により仮設搬入路の撤去を行っている。

しかしながら、搬入路は撤去を前提とした仮設物で、設置と撤去は一体であり、金額を合計すると400万円を超えるため、単価契約工事により施行することはできない。

このことについて、所は、表7のとおり、当初は仮設搬入路の設置と撤去を含んだ指示を行ったが、工事箇所の増加により指示内容を変更したものであるなどとしているが、所の主張を裏付ける変更の経緯等を記載した文書がないことなどから、その1契約の指示番号6は当初から仮設搬入路の撤去を含んでいないと認められる。よって、少なくとも仮設搬入路の設置と撤去に係る指示工事2件は、1件の工事請負契約として施行すべきものである。

仮設搬入路の設置と撤去のみについて見ると、単価契約工事の諸経費率はこれらを1件の工事として契約する場合より高率となっていることから、表6のとおり、10万553円の不経済支出が発生している。

単価契約工事は、即時性がありかつ1件400万円未満の小規模な工事を施行するものであるが、以上のように、本来1件の工事として施行すべきものを複数の指示工事に分割して単価契約

工事により施行していることが認められた。

ところで、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条では、請負契約は入札又は随意契約により締結するとしており、同法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第5号では、緊急の必要により競争入札に付することできないときは随意契約によることのできるとしている。工事請負契約においては、設計図、特記仕様書等により請負の目的物を明確に定義しなければ入札を行えないことから、緊急の必要により設計のいとまがないときは第5号による随意契約によることとなる。この場合、工事施行規程(昭和46年訓令第15号)に基づき、設計・起工を行わないまま工事(以下「緊急工事」という。)を行う。

各所は、本庁が示す緊急工事適用の考え方に基づき、緊急工事は行わなかったとしており、河川部に確認したところ、工事担当者が口頭で発注できる契約方式の適用を防ぐために、緊急工事は災害等による損害が発生した場合等に限定的に適用するものとしている。

しかし、緊急工事の対象を現に損害が生じた場合等に限定すると、1件400万円以上となる工事については、損害が生じていないものの設計のいとまがない場合の契約締結手段がないこととなり、適正でない。

部は、緊急工事の適用防止の観点から、損害が発生した場合に限り緊急工事を行うこととするとしていることから、400万円以上の即時性のある工事について、地方自治法に沿った契約方法を検討されたい。

(建設局)

(注1) 流水により河床が削り取られること  
(注2) 粉じん飛散などを防止するためにベルトをバインダ状に丸めてパチ物を搬送するコンベヤ  
(注3) 河川の流路を変更すること

(表4) 契約の概要

所管事務所	契約件名	契約期間	発注限度額
南多摩東部建設事務所	河川維持工事(単師契約・町田東その1)	令和3.4.1~令和3.10.31	20,000,000
南多摩西部建設事務所	河川維持工事(3人東その1)単師契約	令和3.4.1~令和3.9.30	30,000,000
	河川維持工事(3人東その2)単師契約	令和3.7.12に契約解除 令和3.7.13~令和3.9.30	30,000,000

(単位：円)

(表5) 境川・南浅川に係る指示工事一覧

(単位：円)

契約	指示番号	施工概要	施工場所	指示年月日	指示期限	金額		
(ア) 境川の洗掘対策等について(南多摩東部建設事務所)	3	走路設置	境川 西田橋 下流	令和3.6.7	令和3.6.22	3,073,257		
	4	草刈・測量		令和3.6.8	令和3.6.16	1,787,610		
	5	洗掘部玉石設置		令和3.6.10	令和3.7.5	3,499,725		
	6	河床整正		令和3.6.15	令和3.7.6	2,923,697		
	7	走路の撤去		令和3.6.28	令和3.7.13	3,051,907		
	合計						14,336,196	
	(イ) 南浅川の瀬替えについて(南多摩西部建設事務所)	6		仮設搬入路の築造・瀬替え	南浅川と 浅川との合流 点	令和3.4.22	令和3.5.27	3,497,346
8		護床ブロック補修	令和3.5.31	令和3.6.14		3,499,288		
10		護床ブロック補修	令和3.6.16	令和3.7.8		2,978,768		
1		堆積土撤去	令和3.7.14	令和3.8.2		3,446,714		
6		堆積土撤去	令和3.8.13	令和3.8.27		3,420,102		
10		搬入路撤去	令和3.8.30	令和3.9.15		2,354,528		
13		堆積土撤去	令和3.9.16	令和3.9.29		2,323,624		
合計						21,520,370		

(表6) 単個契約工事による場合と一件の工事として発注した場合の差額

(単位：円)

区分	計算式	金額	
		(ア) 境川 指示工事3,5,6,7	(イ) 南浅川 その1契約指示工事6 その2契約指示工事10
単個契約工事 による金額	①	12,548,586	5,851,874
指示工事合計額	②=①/1.9907	6,303,605	2,939,606
直接工事費	②	6,303,605	2,939,606
共通仮設費率	③	0.0831	0.1056
共通仮設費	④=②*③	523,830	310,422
純工事費	⑤=②-④	6,827,434	3,250,028
現場管理費率	⑥	0.3738	0.4420
現場管理費	⑦=⑤*⑥	2,552,095	1,436,512
工事原価	⑧=⑤+⑦	9,379,529	4,686,540
一般管理費率	⑨	0.2122	0.2272
一般管理費	⑩=⑧*⑨	1,990,336	1,064,781
工事価格	⑪=⑧+⑩	11,369,865	5,751,321
差額	⑫=①-⑪	1,178,721	100,553

一件の工事として発注した場合の金額

(表7) 南浅川の瀬替えに係る所の説明

所の説明	<p>① その1契約の指示番号6において、当初、仮設搬入路の設置と撤去を含んだ指示を行ったところ、工事に着手した受注者から周囲の損傷箇所や堆積箇所を発見した旨の報告があったため、指示を変更して撤去時期を遅らせた上で、搬入路を使って他の指示工事を行い、その後、その2契約の指示番号10で撤去を指示した。指示記録簿及び指示書には、「河川事業に係る単面契約運用の手引き1 運用のQ&amp;Aに基づき最終指示内容を記載したもので、単面契約工事を適用するために指示を分割したものでない。」</p> <p>② 搬入路を一定期間使用することとなったため、変更後の指示内容には当初予定していた設置及び撤去の内容に加え、搬入路護岸を防護する大型土のうの設置撤去費が含まれているが、当初の想定ではこの大型土のうは不要であることから、当初指示金額は400万円以内となる。</p>
監査事務所の評価	<p>① その1契約の指示番号6の指示年月日である令和3年4月22日付の指示記録簿の指示概要には「搬入路設置工事」とのみ記録されていること</p> <p>② 同日付の指示書には搬入路の撤去が含まれていないこと</p> <p>③ 所の主張を裏付ける変更の経緯等を記載した文書がないことから、その1契約の指示番号6は当初から仮設搬入路の撤去を含んでいない。</p>

ウ 単面契約によらず総面契約により実施すべきもの

単面契約工事は、1件400万円未満の小規模な工事を施行することを目的としている。そこで、本来は1件400万円以上の工事を複数の指示工事として単面契約工事により施行しているのについて見たところ、北多摩北部建設事務所において、事業地管理工事（単面契約）その1（以下「その1契約」という。）及び事業地管理工事（単面契約）その2（以下「その2契約」という。契約の概要は表8のとおり。）により、次の①から③のとおり、本来1件の工事を複数の指示工事によって施行しており、適正でない。

所は、これらの工事について、単面契約によらず、1件の工事請負契約として総面契約により実施されたい。

(建設局)

(表8) 契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額
事業地管理工事（単面契約）その1	令和3.4.1～令和4.3.31	144,000,000
事業地管理工事（単面契約）その2	令和3.4.1～令和4.3.31	144,000,000

(単位：円)

① 所は、その1契約により、表9のとおり、用地担当から単管パイプによる管理柵の設置及び防護舗装の施工の依頼を受けた事業地について、指示を分けて6件の指示工事を施行している。このことについて、所は、奥の農地への車両通行の便を確保するためとしているが、事業地は更地の状態であり、特定の部分の施工を急ぐ合理的な理由がないこと、工事の進め方を工夫すれば車両通行の確保はできることから、指示工事を分割する必要はない。

(表9) 用地担当の依頼及び指示工事の状況

依頼日	依頼内容	指示工事の状況				指示金額
		指示番号	指示日	指示期限	指示概要	
令和3.3.29	単管パイプによる管理柵の設置及び防護舗装	48	令和3.8.23	令和3.9.14	舗装	2,252,500
		67	令和3.10.21	令和3.10.27	舗装	1,916,140
		74	令和3.11.11	令和3.11.17	舗装	1,543,300
		71	令和3.11.25	令和3.12.1	舗装	1,475,500
		75	令和3.11.25	令和3.12.3	舗装	1,291,370
		87	令和3.12.28	令和4.1.7	管理柵設置	1,427,550
合計						9,906,360

(単位：円)

② 所は、その2契約により、表10のとおり、用地担当から管理柵の設置及び防護舗装の施工の依頼を受けた事業地について、指示を4件に分けて指示工事を施行している。

しかしながら、用地担当から一括で依頼を受けていること、また、事業地は既に更地であり、特徴に分けて進める合理的な必要性がないことから、指示工事を分割する必要はない。

(表10) 用地担当の依頼及び指示工事の状況

依頼日	依頼内容	指示工事の状況				指示金額
		指示番号	指示日	指示期限	指示概要	
令和3.7.27	ネットフェンス新設、防護舗装	40	令和3.9.2	令和3.9.17	土留板設置	570,280
		46	令和3.9.10	令和3.10.15	金網柵設置	3,000,030
		51	令和3.9.22	令和3.10.8	掘削及び整正	2,167,780
		54	令和3.10.4	令和3.10.12	舗装	3,339,080
合計						9,077,170

(単位：円)

③ 所は、その2契約により、表11のとおり、用地担当から管理柵等の設置及び防護舗装の施工の依頼を受けた事業地について、指示を分けて指示工事を施行している。

しかしながら、用地担当の依頼内容は9月中の舗装及び柵等の設置で事業地は更地であること、表12のとおり、舗装は事業地全体について一連の工程で施工されており、奥の共同住宅への通行の確保は工事の進め方で対応できることから、指示工事を分割する必要はない。

(表 11) 用地担当の依頼及び指示工事の状況 (単位：円)

用地担当		指示工事の状況				
依頼日	依頼内容	指示番号	指示日	指示概要	指示金額	
令和3.7.26	管理棟新設、防護舗装、ラバーボール・フラスチックチェーン 10月入居開始のため9月施工	47	令和3.9.13	令和3.9.27	掘削、舗装	2,071,970
		49	令和3.9.16	金網柵、ラバーボール設置	3,411,140	
		合計			5,483,110	

(表12) 指示工事の実施状況

日付	指示番号47		指示番号49		状況
	写真	状況	写真	状況	
令和3.9.16	防護アスファルト舗装部分の掘削、既存路盤の補正・転圧 車乗り入れ舗装部分の路床掘削・転圧、路盤工 防護アスファルト舗装の合材敷き均し・転圧 乗り入れ舗装(乳剤散布、敷き均し、転圧)、舗装工	既に金網柵の基礎フロックが設置されている。	金網柵基礎フロックの未掘・転圧・設置	既存路盤の状態	
令和3.9.17			金網柵基礎フロックの埋め戻し		
令和3.9.21			支柱設置・モルタル充填・胴縁取付 金網張立て、ポストコーン設置、フラスチックチェーン内蔵ポール設置	防護柵が設置されている。	
令和3.9.22					
令和3.9.29					
令和3.9.30					

エ 特殊製品組合せ費について

各所の単価契約工事の工種の設定について見ると、維持補修に必要な材料が極めて多種にわたり、全ての材料については単価を定めることができない。

このため、維持補修を統括している各物は、手引により、工種として単価を定めない材料について、局が定めている積算基準を準用し、①積算基準において標準単価(注)を作成している場合は標準単価を、②標準単価にない場合には物価資料の単価を、③標準単価、物価資料のいずれにもない場合には見積単価により単価を設定することと定めている。

これらにより単価を設定した場合は、表13に例示するとおり、「特殊製品組合せ費(10万円相当品)」のように金額のみを定めた工種として、材料品の経費を支払っている。

(注) 設計に当たって頻出する工種について定期的に物価の調査を行い定めたもの

(表 13) 特殊製品組合せ費の利用例 (単位：円)

徴取した見積書の金額	単価契約の請求内訳			金額
	工種	数量	単価	
1,480,000	特殊製品組合せ費	100,000円相当品	14個	1,400,000
	特殊製品組合せ費	10,000円相当品	8個	80,000
	特殊製品組合せ費	1,000円相当品	0個	1,000
	特殊製品組合せ費	100円相当品	0個	0
合計				1,480,000

(ア) 工種を設定し単価を定めるべきもの

通常利用が想定される材料について、工種を設定し単価を定めているかについて見たところ、次のとおり、第一建設事務所及び第五建設事務所において、適正でない点が見受けられた。

各所は、通常想定する工種については工種を設定し、単価を定めるよう努めるとともに、指示工事の実績に基づき適正、適切に工種を設定するよう随時見直しを行わたい。

(建設局)

① 無収縮モルタルについて

第一建設事務所は、河川維持工事(その1)単価契約(契約の概要は表14のとおり)により、表15のとおり、特殊製品組合せ費を用いて、隅田川テラスの舗装を無収縮モルタルで補修している。

所は、隅田川テラス舗装の計画修繕まで、長期間使用するため、厚さ3cm以下の補修にはひび割れの生じにくい無収縮モルタル(注)を使用する必要があるとしている。

単価契約工事によるテラス舗装の補修は通常想定できるものであるから、無収縮モルタルについても、工種を設定し、単価を定めておく必要があるが、所は工種を設定せずに特殊製品組合せ費を使用しており、適正でない。

(注) セメントに砂と水を混合してモルタルとするが、膨張剤を配合して、セメントが固化する際に体積が減らないようにしたもの

(表 14) 契約の概要 (単位：円)

契約件名	契約期間	発注限度額
河川維持工事(その1)単価契約	令和3.4.1~令和4.3.31	19,000,000



(表 15) 無収縮モルタルに係る指示工事一覧

指示番号	施工概要	施工場所	指示年月日	指示期限	金額	うち特殊製品組合せ費による無収縮モルタルの材料費
1	テラス補修	隅田川阿国橋下流から隅田川大橋	令和3.4.5	令和3.4.15	1,661,080	345,000
10	テラス補修	隅田川阿国橋下流から新大橋	令和3.6.21	令和3.7.15	897,740	239,700
12	テラス補修	隅田川佃大橋上流右岸	令和3.6.30	令和3.7.15	639,440	157,900
14	テラス補修	隅田川佃大橋下流左岸	令和3.7.1	令和3.7.15	292,940	70,100
16	テラス補修	隅田川佃大橋下流左岸	令和3.7.26	令和3.8.13	246,040	64,300
22	テラス補修	隅田川佃大橋上流右岸	令和3.8.30	令和3.9.15	327,940	146,200

(単位：円)

② ボルトラントセメントについて

第五建設事務所は、河川維持工事（その1）単価契約（契約の概要は表16のとおり）により、表17のとおり、特殊製品組合せ費を用いて、ボルトラントセメント（注）による隅田川テラスほかの補修を行っている。

所は、セメントによる小修繕を行うに当たり、ごく少量を用いる場合には材料費が割高となるが、工種として設定した単価はトン単位における材料価格により積算していることから、実際の材料費より過少となるため、特殊製品組合せ費を用いたとしている。

河川維持工事においては少量のセメント等を使用する小修繕が発生することは想定すべきであるから、少量のセメント等についても、工種を設定し、単価を定めておく必要があるが、所は工種を設定せずに特殊製品組合せ費を使用しており、適正でない。

(注) 最も一般的なセメント

(表 16) 契約の概要

契約件名	契約期間	発注限度額
河川維持工事(その1)単価契約	令和3.4.1~令和3.10.31	26,200,000

(単位：円)

(表 17) ボルトラントセメントに係る指示工事一覧

指示番号	施工概要	施工場所	指示年月日	指示期限	金額	うち特殊製品組合せ費によるボルトラントセメントの材料費
3	ベンチ補修	隅田川左岸宮妻橋下流	令和3.4.5	令和3.4.30	579,241	28,100
4	擁壁補修	綾瀬川左岸第4戸橋下流	令和3.4.7	令和3.4.30	529,542	500
6	テラスタイル補修(仮)	旧江戸川右岸舞浜大橋上流	令和3.4.19	令和3.5.14	898,380	15,900
8	法面アロッキング差補修	新中山右岸みずほ大橋から龍王橋	令和3.5.6	令和3.5.31	1,012,580	7,900
49	テラスタイル補修	隅田川左岸水代橋上下流	令和3.9.1	令和3.9.15	64,985	500

(単位：円)

(イ) 事業地管理工事の目的に沿って使用する材料を選定すべきもの

本来、単価契約工事は、維持補修や管理等を目的とするが、特殊製品組合せ費を用いると、どのような材料でも使用できることから、目的外の工事であっても施工することができる。

そこで、特殊製品組合せ費により使用した材料が維持補修の目的に沿った必要なものであるかを見たところ、第四建設事務所は、事業地管理工事（その2）単価契約（契約の概要は表18のとおり）により、表19のとおり、特殊製品組合せ費を用いて、本設工事の際に使用する材料であるとして撥木を土留めに使用している。

このことについて、所は、将来の都道建設及び隣接の私道との高低差処理のため撥木を使用し、本設工事の際には転用するものであるとしている。

しかしながら、事業地管理工事は、あくまで事業地を事業に用いるまで臨時に管理するために防護舗装や管理柵の設置等を行うものであって、本設工事の準備を行うものではないこと、本設工事の発注時期が未定で、道路付属物の設置場所や材料等は決定されていないこと、表19のとおり、用地担当からの依頼は、防護舗装と管理柵の設置のみであることから、合理的な理由なく撥木を用いていることとなり、適正でない。

都道設置までのある程度長期の排水対策を実施する場合であっても、その場合には通常、コンクリート及びH鋼による土留め柵を設置するものであり、表20のとおり、79万1,000円が不経済支出となっている。

所は、事業地管理工事の目的に沿って、使用する材料を選定されたい。

(建設局)

(表 18) 契約の概要

契約件名	契約期間	発注限度額
事業地管理工事(単価契約)その2	令和3.4.1~令和4.3.31	132,700,000

(単位：円)

(表 19) 用地担当の依頼及び指示工事の状況

依頼日	依頼内容	指号番号	指示工事の状況		金額
			指示日	指示期限	
令和3.6.30	防塵舗装、管理柵設置	47	令和3.10.12	令和3.11.15	1,343,437
			路床整理、防塵舗装、用地管理柵の設置等		1,480,000
令和3.6.30 令和3.11.15 柵木による土留め柵の設置 (特殊製品組合せ費)					40,000
令和3.6.30 令和3.11.15 単管パイプによるパルクートの設置 (特殊製品組合せ費)					2,863,437
計					791,000

(表 20) 不経済支出額 (監査事務局試算)

土留め柵設置費用		不経済支出額 (A-B)
柵木 (A)	コンクリート及びFH鋼 (B)	
1,480,000	689,000	791,000

(ウ) 想定できる労務費については工種を設定し単価を定めるべきもの

維持補修の対象となる施設においては多岐に及ぶ材料を使用しており、全ての材料を工種として設定し、単価を定めることができないために、特殊製品組合せ費を工種として設定している。そこで、特殊製品組合せ費を材料費以外に使用していないかを見たところ、第一建設事務所、河川維持工事 (その1) 単価契約 (契約の概要は表21のとおり) により、表22のとおり、特殊製品組合せ費を用いて、電工 (特殊作業員労務費) による点灯していない街灯の調査を行っている。

このことについて、所は、電工の単価を設定していなかったため、やむを得ず労務費の支払に特殊製品組合せ費を用いたとしている。

河川維持工事において街灯の修繕等が発生することは想定すべきであること、特殊製品組合せ費は工種を設定していない材料費について適用すべきものであることから、労務費については想定できる工種について広く設定し、単価を定めおく必要があるが、所は工種を設定せずに特殊製品組合せ費を使用しており、適正でない。

所は、想定できる労務費については工種を設定し、単価を定められたい。

(建設局)

(表 21) 契約の概要

契約件名	契約期間	発注限度額
河川維持工事(その1)単価契約	令和3.4.1~令和4.3.31	19,000,000

(単位：円)

(表 22) 街灯調査に係る指示工事の概要

指号番号	施工概要	施工場所	指示年月日	指示期限	金額	うち特殊製品組合せ費による電工に係る労務費
17	街灯不点調査	隅田川右岸田代橋下流	令和3.8.2	令和3.8.31	38,300	38,300

(単位：円)

本 施工内容に対し支払を適正に行うべきもの

第四建設事務所は、表23のとおり、「事業地管理工事 (その1) (単価契約)」「以下「その1契約」という。」及び「事業地管理工事 (その2) (単価契約)」「以下「その2契約」という。」により、事業地の舗装や柵の設置等を実施している。

表24の指示工事について見たところ、次の①から③のとおり、指示に基づき当然に必要な作業がある。工事写真を見るとこれらの作業を行っているにもかかわらず、指示工事後に提出された完了届及び完了内訳書では、表24のとおり、これらの作業の対価の合計9万4,873円を支払っておらず、適正でない。

① その1契約の指号番号17の指示工事において、傾斜があることから、隣地へ水が流れ込まないように集水する簡易な樋として加工した硬質塩化ビニル管を設置することを指示している。事業地の管理においては、地中に排水管を設置し下水道管へ接続するような工事は行わず、簡易な樋や浸透ますの設置で対応するため、舗装の上に樋を引く場合には集水した水を地中浸透させる部分が必要となることは明らかであり、浸透ますとして目の粗い砕石を部分的に敷設する必要がある。

② その1契約の指号番号24の指示工事において、既設管理柵を一部取り外して設置場所を変更する内容であり、支柱を抜いて別の場所へ入れ直すことになるため、掘削等の作業が発生することが明らかである。

③ その1契約の指号番号40及びその2契約の指号番号20の指示工事において、既設管理柵の設置場所の変更等を伴うことから、②と同様に掘削等の作業が発生することが明らかである。

所は、指示に基づく施工内容に対し、支払を適正に行われたい。

(建設局)

(表 23) 契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額
事業地管理工事 (その1) (単価契約)	令和3.4.1~令和4.3.31	122,500,000
事業地管理工事 (その2) (単価契約)	令和3.4.1~令和4.3.31	132,700,000

(単位：円)